

平成29年度

新宿区保育園・子ども園入園（転園）申込みのご案内

- 入園をご希望の方は、綴じてある申込書類を入園希望月に応じた締切日までにご提出ください。
- ご提出先は、新宿区子ども家庭部保育課入園・認定係です。特別出張所や保育園・子ども園では受付できません。
- ご提出の際、職員がご家庭の状況等を伺いますので、必ず事前に提出日時を電話で予約してください。

平成29年度 申込締切日・結果発表予定日

入園希望月	申込締切日	結果発表予定日
平成29年4月	【1次】平成28年12月12日(月)	【1次】平成29年 2月17日(金)
	【2次】平成29年 2月 3日(金)	【2次】平成29年 3月 6日(月)
5月	4月10日(月)	4月18日(火)頃
6月	5月10日(水)	5月17日(水)頃
7月	6月 9日(金)	6月16日(金)頃
8月	7月10日(月)	7月18日(火)頃
9月	8月10日(木)	8月18日(金)頃
10月	9月 8日(金)	9月15日(金)頃
11月	10月10日(火)	10月17日(火)頃
12月	11月10日(金)	11月17日(金)頃
平成30年1月	12月 8日(金)	12月15日(金)頃
2月	12月 8日(金)	平成30年1月12日(金)頃
3月	3月入園はありません	
4月	平成29年11月頃にご案内いたします	

問い合わせ先・申込先

新宿区子ども家庭部保育課入園・認定係（区役所本庁舎2階14番窓口）

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1

電話：03-5273-4527（直通）

FAX：03-3209-2795

1. 入園申込みの前に

(1) 申込みの対象となる保育施設

- ① このご案内に綴じてある入園（転園）申込書では、下表の保育施設の入園申込みを受付けます。
- ② 認可保育園の民営化、認定こども園化、その他移転等については、「保育園等に関する留意事項について」をご確認ください。
- ③ 認定こども園（幼稚園機能）や認証保育所、認可外保育施設については、直接利用希望園にお申込みください。

保育施設	施設内容	実施年齢
認可保育園	お仕事等によりお子さんの保育を必要とする保護者に代わって、お子さんをお預かりし、「養護と教育」を一体的に行うことを目的とする児童福祉施設です。	
認定こども園 (保育園機能)	0歳から小学校就学までの子どもの成長と発達を見据えて、一貫した保育・教育を行っていくことを目的とした、保育園と幼稚園の機能を併せ持つ施設です。 認可保育園と同様に、お仕事等によりお子さんの保育を必要とする保護者に代わって、お子さんをお預かりすることを目的としています。	0～5 歳児 クラス※1
地域型 保育事業 ※2	小規模保育事業 小学校舎・幼稚園舎の一部、民間賃貸物件を活用した小規模な保育事業です。 新宿区では保育ルームが該当します。 保育ルームの利用は、新宿区在住で、お仕事等によりお子さんの保育を必要としている方が対象です。入園が決まるまでの流れや、必要書類については、認可保育園や認定こども園の入園申込みと同じです。	1・2 歳児 クラス
	家庭的保育事業 保育士・教員等の有資格者で、家庭的保育者として認定された方の居宅において保育する事業です。新宿区では保育ママ（家庭的保育者）が該当します。 保育ママの利用は、新宿区在住で、お仕事等によりお子さんの保育を必要としている方が対象です。入園が決まるまでの流れや必要書類については、認可保育園や認定こども園の入園申込みと同じです。	0～2 歳児 クラス
	事業所内保育事業 会社等の事業所の保育施設で、従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒に保育します。 事業所内保育所では、従業員の方が対象の「従業員枠」と、地域の方が対象の「地域枠」の2種類の利用形態があります。新宿区では、認可保育園等と同様に「地域枠」の入園募集を行います。申込み条件や入園が決まるまでの流れなどは、認可保育園や認定こども園の入園申込みと同じです。	0～2 歳児 クラス

※1 認可保育園・認定こども園のうち、年齢上限がある園があります（P.14・15 保育園・子ども園等一覧参照）。

※2 小規模保育事業と事業所内保育事業等の地域型保育事業は、原則として2歳児クラスまでのご利用となります（保育ルームエドがわ園を除く）。なお、保育ルームエドがわ園・早稲田を除く地域型保育事業は、平成32年4月までに卒園後の受入れ先となる連携園を設定する予定です。連携園の設定後は、2歳児クラスまでは保育ルーム等を利用し、3歳児クラス以降は連携園を利用することになります。各保育ルーム等の連携園については、P.10（6）地域型保育施設・年齢上限のある保育施設の入園を希望する場合をご確認ください。

(2) 保育園・子ども園（保育園機能）・地域型保育事業を利用できる方

- ① 保育園・子ども園等の利用を希望する場合、就労や出産等による保育を必要とする事由が必要です。
- ② 幼児教育や集団保育に慣れさせることが目的の場合や、幼稚園に入園する年齢にまだ達していないことが希望理由の場合は、保育を必要とする事由に該当しないため、保育園・子ども園等の申込みの対象外となります。
- ③ 保育の必要性については、教育・保育を受けるための支給認定の申請に基づき、お住まいの市区町村が認定をします。新宿区では、入園申込みをされた方について、保育の必要性の認定を行います。
- ④ お申込み後、区は客観的な基準（就労や出産、疾病などの保育を必要とする事由等）に基づき、次頁のとおり保育の必要性を認定し、「支給認定証」を交付します。なお、支給認定証は保育の必要性を確認できた世帯に、入園の可否にかかわらず交付します。保育園・子ども園等の入園をお約束するものではありません。

お子さんの年齢	利用希望施設	保育の必要性	認定区分	
満3歳以上	幼稚園・認定こども園(幼稚園機能)	無	1号	教育標準時間認定
満3歳未満	認可保育園・認定こども園(保育園機能)・ 保育ルーム・事業所内保育所等	有	2号	保育認定 ・保育標準時間 ・保育短時間
			3号	

※お子さんの年齢により、保育認定では2号認定と3号認定に分かれます。3号認定のお子さんが満3歳の誕生日を迎えた場合、認定区分が2号認定に切り替わります。切り替えの手続きは不要です。区が切り替え処理を行い、2号認定の支給認定証を郵送します。

(3) 保育を必要とする事由と保育必要量の認定

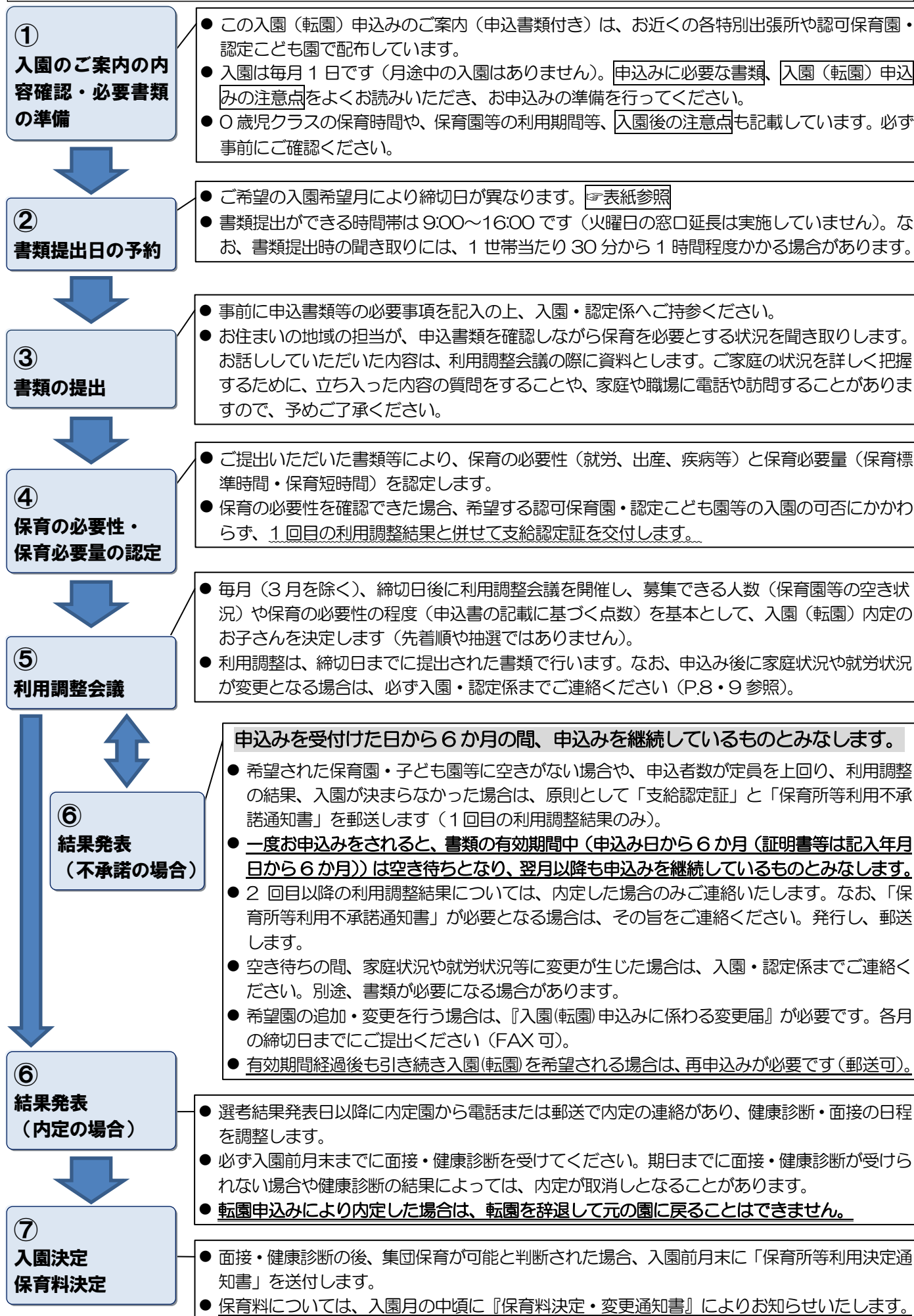
- ① 保育を必要とする事由は、入園申込み時に提出された就労(予定)証明書や診断書(区様式)等により確認し、認定します。
 ※求職活動を要件として入園申込み(認定申請)を行う場合、原則として申込み日現在で求職活動中であることが認定要件となります。

保育を必要とする事由	保育園・子ども園等の利用できる期間	保育必要量
就労(月48時間以上)	最長で就学前まで	保育標準時間 または 保育短時間
妊娠または出産	出産月を中心に前後2か月	
疾病または心身障害	療養を必要としなくなるまで	
同居親族の介護等	介護を必要としなくなるまで	
災害復旧活動	必要な期間	原則：保育短時間
求職活動(起業準備含む)※	2か月以内	
通学または職業訓練	原則：通学期間中	保育標準時間 または 保育短時間
その他、区が特別に認める場合	必要な期間	

- ② 保育必要量は、「最長で保育園・子ども園等を利用することができる時間」です。
 ③ **お子さんの預かり時間は、認定された保育必要量の範囲内で、保護者の就労時間・通勤時間やお子さんの状況を踏まえて園長が決定します。保育必要量がそのままお子さんの保育時間となるわけではありません。**

保育必要量	最長の利用時間
保育標準時間	<p>*基本開所時間内(最長11時間)のうち、保護者の就労・通勤時間等を踏まえて、必要な時間がお子さんの保育時間となります。 *基本開所時間を超えて利用を希望する場合は、別途延長保育の申込みが必要です。</p>
保育短時間	<p>*基本開所時間内で最長8時間まで(9時から17時) *基本開所時間内であっても、最長で利用可能な時間帯を超えて利用を希望する場合は、別途延長保育料がかかります</p>

2. 保育園・子ども園等の申込み手続きの流れ



3. 入園（転園）申込みの方法

申込みは予約制です。入園(転園)希望月の締切日までに、電話予約の上、入園・認定係の窓口まで申込書類(※必要書類はP.7・8参照)をご持参ください。各特別出張所、保育園・子ども園ではお申込みいただけません。

お申込みの際、追加書類が必要になる場合があります。締切日に間に合うよう余裕をもってお申込みください。利用調整は締切日までに提出された書類によって行います。

(1) 平成29年4月入園を希望する場合

◆1次申込み締切日：平成28年12月12日(月)

- ① 窓口の混雑緩和のため、0歳児クラスを申込まれる方は、11/30(水)までのお申込みにご協力ください。日程が合わない方は、1次申込みの最終締切日(12/12(月))までにお申込みください。
- ② 11/22(火)・11/29(火)・12/6(火)は、夜間(17:00~19:00)もお申込みを受付けます。
- ③ 締切日が近づくと混雑が予想されますので、早めのお申込みをお勧めします。
- ④ 申込状況については、途中経過を12/5(月)頃、集計結果を1/6(金)頃にホームページで公開予定です。
- ⑤ 申込時に不足していた添付書類等については、12/19(月)まで受付けます。ただし、利用調整の際に本来の締切日までに書類を提出されている方が優先となります。

◆2次申込み締切日：平成29年2月3日(金)

- ① 1次申込みができなかった方が対象で、1次申込みの方の利用調整後の選考となります。2次申込み用の枠を設けているわけではありません。
- ② 平成29年1・2月に入園したお子さんが4月に転園を希望する場合は、申込締切日の関係から2次申込みの選考対象となります。

◆出産前の仮申込み(0歳児クラス4月・5月・6月入園申込み)

平成29年4月入園申込み締切日から平成29年4月1日までに出産を予定している区内在住の世帯を対象に、『4月・5月入園及び6月入園の出産前仮申込み』を4月入園と同時に受付けます。

申込対象	平成29年4月1日までに出産を予定している区内在住の方(出産予定日は母子手帳で確認します) ※保護者のどちらか一方でも就労先が未定の場合は、仮申込みは受付けできません。		
受入数	区立園・私立園ともに、5・6月の仮申込みでの受入れは原則1名 ※枠として1名設けるわけではありません。		
申込方法	<p>【お子さんが生まれる前(仮申込み)】</p> <p>①入園申込書等のお子さんに関する項目以外をご記入の上、母子手帳の写し(表紙と出産予定日のページ)とあわせてご提出ください。</p> <p>②仮申込み終了後、お子さんが生まれましたら改めて本申込みが必要です。</p> <p>【お子さんが生まれたら(本申込み)】</p> <p>③入園・認定係にご連絡ください。お子さんの誕生日により、入園月が決まります。</p> <p>④入園(転園)申込書・家庭状況票2・児童状況票については、お子さんに関する状況を含めて記載の上、改めて入園・認定係までご提出ください。本申込みの手続きを確認できない場合は、入園内定が取消しとなる場合があります。</p>		
入園月	<p>各希望園の受入月齢に達した翌月(月の初めに達した場合は当月)からの入園となります。</p> <p>※育児休業取得者は、通常の受付けと同様に入園月の末日までの復職が条件です(やむを得ない場合は入園月の翌月1日まで。)</p> <p>※4月・5月入園予約受付けで内定後、出産が遅れたために当初の入園月に月齢が達しなかった場合は、受入月齢に達した翌月から入園となります。ただし、4月2日以降に生まれた場合は、内定を取消します。また、出産が早まった場合も、入園月が変わる場合があります。</p> <p>【例】平成29年2月10日出産予定の場合、受入月齢が43日園は4月、57日園は5月が利用調整の対象となります。</p>		
受入月齢	4月入園	5月入園	6月入園
43日園	2月17日生まれまで	2月18日~3月19日生まれ	3月20日~4月1日生まれ
57日園	2月3日生まれまで	2月4日~3月5日生まれ	3月6日~4月1日生まれ

(2) 平成29年5月以降に入園(転園)を希望する場合

入園希望月ごとに申込みの締切日が異なります。表紙の締切日を参考にお申込みください。

10月入園申込みでは、一部の保育園・子ども園で0歳児クラスの募集(3名または4名)を行います。10月入園枠を実施する園については、[P.14・15\(保育園・子ども園等一覧①・②\)](#)でご確認ください。

(3) 新宿区民以外の方で新宿区の保育園・子ども園等を希望する場合

①新宿区に転入予定がない場合

- お住まいの市区町村の申込書類に下記書類※を添付の上、お住まいの市区町村を経由して新宿区にお申込みください。なお、新宿区の指定する締切日までに新宿区必着となりますので、お住まいの市区町村へはお早めにお申込みください。

※エントリーシート(転入予定なし)、児童状況票、保育園等に関する留意事項(希望園が該当する場合のみ)

- 転入予定がない場合、お子さんの年齢や希望する入園月によっては申込みの受付を行っていない場合があります。事前に新宿区の入園・認定係にお問い合わせください。

②新宿区に転入予定がある場合

- 新宿区への転入時期(引越時期)により、申込み先が異なります。下表を参考にお申込みください。
- 入園希望月の前月末までに新宿区への転入手続きをされない場合は、内定取消しとなります。
- 転入予定先が未確定の場合(締切日までに転入先住所地の確認ができない場合)は、転入予定者として受付をすることはできません。

締切日前に転入する場合	直接、新宿区の保育課入園・認定係にお申込みください。
締切日以降に転入する場合	原則として、新宿区様式の入園申込書及び就労(予定)証明書等をご用意ください。また、下記①、②を添付の上、締切日現在にお住まいの市区町村を経由してお申込みください。 ①転入に関する申立書 (新宿区のホームページからダウンロードいただけます) <u>*入園希望月前月の末日までに新宿区に転入することをお約束していただきます。</u> ②転入先の売買契約書や賃貸契約書の写し *引越日等の分かる書類をご用意ください。

(4) 新宿区外の保育園・子ども園を希望する場合

①区外転出の予定がない場合

- 申込み先は新宿区の入園・認定係の窓口になります。新宿区所定の入園申込書、就労証明書等をご用意ください。
- なお、市区町村によっては、受付の制限がある場合や別途書類が必要になる場合があります。事前に希望園を管轄する市区町村にお問い合わせください。

②区外転出の予定がある場合

- 新住所地への転入時期(新宿区からの転出時期)により、申込み先が異なります。下表を参考に必要書類をご提出ください。

新住所地の申込締切日より前に転入する場合	直接、転入先の市区町村の入園担当の窓口にお申込みください。
新住所地の申込締切日以降に転入する場合	原則として、新宿区所定の入園申込書等一式が必要になります。新宿区を通しての申込みとなるため、入園・認定係の窓口まで必要書類をご提出ください。 なお、市区町村によっては取り扱いが異なる場合があります。 <u>事前に転入先の市区町村に申込み方法や必要書類等をお問い合わせください。</u>

4. 申込みに必要な書類

入園（転園）申込みに際しては、このご案内に綴じられている『入園（転園）申込書一式』、『就労（予定）証明書』等の保育の必要性を確認できる書類等が必要です。入園申込書等一部でございましたら同時に申し込みいただけます。転入者の方は保育料算定に必要な税資料が必要になる場合があります。

新規で入園の申込みをされる場合、申請者のうち父母どちらか一方の個人番号（マイナンバー）を確認するために身元確認書類等が必要になります。詳しくは、申込書類の『個人番号（マイナンバー）の提供について』をご覧ください。

※★印の用紙は、このご案内には入っていません。入園・認定係へご請求ください。また、新宿区のホームページからダウンロードもできます。書類が足りない場合もご利用ください。

A【入園（転園）申込書一式】※一世帯につき一部を提出

- ▶①入園（転園）申込書
- ▶②家庭状況票 1・2
- ▶③エントリーシート
- ▶④児童状況票
- ▶⑤保育園等に関する留意事項（希望園が該当する場合）

B【保育の必要性を確認できる書類】※父・母分それぞれを提出（ひとり親家庭の場合は一人分）

就労（予定）証明書、診断書（区様式）、各種申立書等、下表を参考に該当する書類をご用意ください。

*雇用されている場合は、勤務先に就労（予定）証明書の記載をお願いしてください（自営業を除く）。

*病気や介護等の場合は、**区様式の診断書**をご用意ください。

*離婚前提の別居等により父母の書類の提出が困難な場合は、調停中などの状況を確認できる家庭裁判所もしくは弁護士発行の書類が必要となります。事前に入園・認定係までご相談ください。

①雇用されている場合※1 (親族経営の場合は②に該当)	「就労(予定)証明書」 ◇交代(シフト)制勤務の場合は直近2か月分の勤務(シフト)表の写しを添付 ◇同伴就労されている場合は「就労状況申告書」も提出
②在宅勤務・自営業(フリーを含む)や会社経営・親族経営の会社で勤務の場合※1	「就労(予定)証明書」、「就労状況申告書」、「資格を示すもの(営業許可証等の写し)」、「仕事の内容、仕事量のわかるもの(パンフレットや受注表等の写し)」、「仕事の実績のわかるもの(確定申告書(控)の写し等)」
③育児休業取得中の場合	「就労(予定)証明書」、「復職に関する申立書」 ◇原則として入園月の末日までの復職が条件です(やむを得ない場合は入園月の翌月1日まで)。 ◇育児短時間等を取得した場合(取得予定含む)は、「就労(予定)証明書」にその時間を記入
④求職の場合	就労内定※2 「就労(予定)証明書」 ◇仕事が内定した場合は「就労(予定)証明書」を提出。なお、就労を始めた場合は、原則としてひと月分以上の実績の分かる書類(給与明細の写し等)が必要になります。
	求職未定 「求職・出産要件に関する申立書」 「求職活動の状況が分かる書類(ハローワークカードの写し等)」
⑤出産前後の場合	「求職・出産要件に関する申立書」、「母子手帳(表紙と出産予定日のページ)の写し」
⑥病気や心身に障害のある場合※3	「診断書★」、「障害者手帳の写し」・「愛の手帳の写し」、「通所の状況を確認できる書類」など ◇家庭内で申込児童の保育ができない状況を証明するもの(ご提出いただけない場合は、個人番号(マイナンバー)により参照する場合があります。)
⑦介護(付き添い)の場合	「診断書(介護用)★」、「介護または付き添いに関する申立書★」 「介護の必要な状況のわかる書類(ケアプラン等)」 ◇介護の理由が身体障害の場合は、「身体障害者手帳や愛の手帳の写し」も提出
⑧就学の場合	「在学証明書」、「時間割表(カリキュラム表)」、「学校のパンフレット類」など

※1 転職を予定している場合は、『申込締切日現在で就労している会社の就労（予定）証明書』と『転職（予定）先の就労（予定）証明書』それぞれをご用意ください。

※2 就労内定で申込みされる方は、入園後に内定先で就労されない方は退園となる場合があります。

※3 病気療養のうち居宅内一般療養に当たる場合は、「安静（または安静に近い状態）が必要で、2週間に1回以上通院が必要」であることが条件です。

C【状況により必要となる書類】

保育士優先入園にかかる加点等の適用を希望する場合	「保育士証」・「保育士優先入園に関する申立書」 ◇保育士として就労する場合、調整基準の加点・優先順位の適用となる場合があります。詳しくはP.10(4)保育士として就労する方(予定を含む)をご覧ください。
外国籍の場合	「在留資格を証明する書類(在留カード(表裏)の写し等)」 ◇就労できない在留資格(家族滞在や就学等)の場合は、「資格外活動許可書」を提出
《児童について》 認可外保育施設や知人等に預けている場合	「保育受託証明書」 ◇きょうだい同時に申込みをする場合は、それぞれにご用意ください。
《児童について》 障害児の場合	「子どもの状況表★」、「診断書(子ども用)★」や「障害者手帳(写し)」、「母子手帳(写し)」など、お子さんの状況のわかるもの
《祖父母について》 65歳未満で、同居・近隣在住の場合	祖父母の「就労(予定)証明書」や「診断書★」など、祖父母の就労状況及び健康状態が確認できる書類 ◇同居・近隣在住とは、「保護者住所地从り概ね1km圏内」のことを指します。

D【保育料を決定するための税書類(写し可)】

- ① 月額の基本保育料は、世帯にかかる区(市町村) 民税所得割額を基に計算します P.22~24の保育料表参照。
- ② 平成28年または平成29年1月1日現在に新宿区外にお住まいだった方は、該当年度の住民税(非課税)証明書が必要になりますので、別途ご用意ください。
- ③ 海外に在住していた場合は、対象年度の所得額や控除額等の分かる書類をご用意ください。

平成29年4月から8月の入園を申込みの場合	
平成28年1月1日現在の 住所地が新宿区以外の方	平成28年度住民税課税(非課税)証明書 *平成28年1月1日現在にお住まいだった市区町村でご用意ください。
平成29年1月1日現在の 住所地が新宿区以外の方	平成29年度住民税課税(非課税)証明書 *平成29年1月1日現在にお住まいだった市区町村で、6月以降に発行されます。8月下旬までにご提出ください。
平成29年9月から平成30年2月の入園を申込みの場合	
平成29年1月1日現在の 住所地が新宿区以外の方	平成29年度住民税課税(非課税)証明書 *平成29年1月1日現在にお住まいだった市区町村で、6月以降に発行されます。

※住民税が未申告の方は、基本保育料が最高階層(最高額)となる場合があります。

※きょうだいが在園しているご家庭で、次年度の継続通園手続きの際に保育園・子ども園へ提出している場合は必要ありません。

※保育料のお支払いは原則として口座振替となります(保育ルームは納付書でのお支払いのみ)。入園内定後の面接時に、保育料口座振替依頼書をお渡しします。

5. 入園(転園)申込みの注意点

(1) 申込みをする全ての方

- ① 希望できる園数に制限はありません。入園(転園)申込書の希望園の欄に記入のある園のみ利用調整の対象となります。急な退園や転園等によって、利用調整会議中でも空きが発生することもあるため、申込み時点での空き状況に左右されずに入りたい順番で記入してください。
※「第1希望だから有利」、「複数園希望だから不利」、「第△希望だから不利」ということはありません。
※各月1日現在におけるクラス別の空き状況を当月の5日前後に公開します。また、クラス別の申込者数を示した「申込状況表」を毎月締切日以降に公開します。
- ② お申込み前に保育園・子ども園等の見学をおすすめしています。事前に見学をしていただき、送迎の所要時間等を踏まえ、通える範囲で希望園を記入してください。
※見学を希望される場合は、見学できる日を直接園に電話でお問い合わせください。
- ③ お申込み後でも、各月の申込締切日までであれば、希望園の変更を受け付けます。希望園を変更する場合は、締切日までに「入園(転園)申込みに係わる変更届」をご提出ください。FAXや郵送による変更はできますが、電話による変更はできません。また、締切日以降の変更は一切できません。

- ④ 申込み後、家庭状況（住所、連絡先、仕事、出産の予定、家族構成、保育状況等）に変更があった場合や、入園する必要がなくなった場合は、速やかに入園・認定係までご連絡ください。ご連絡がない場合、内定や決定を取消すことがあります。
- ⑤ 入園内定を辞退した場合、翌月以降の申込みを継続しているものとみなせません。再度、保育園・子ども園等の入園を希望する場合は、改めて入園申込書等の一式の提出が必要です。
- ⑥ 虚偽の申込みをした場合は、内定や決定を取消します。全ての書類は事実に基づいて正確に記入してください。

申込み後の変更・取下げについて

- 指数の算定は、申込締切日までに提出された書類によることを原則としています。申込締切日から入園月までの期間は、提出された書類の内容が変わっていないものと推定して、利用調整を行います。
- そのため、申込締切日から入園日までに家庭状況等に変更があった場合には、必ず入園・認定係までご連絡ください。内定後や入園後であっても、申込時と異なる状況（退職・就労日数等の減少等）が判明した場合、変更後の状況に基づき指数を再算定し、利用調整をし直します。その結果、内定・決定を取消す場合や退園になる場合があります。なお、指数の加算に係わる書類が、申込締切日後に提出された場合については、翌月以降の利用調整に反映します。
- 入園月までに転職等を（労働契約変更・就学条件の変更の場合を含む）を予定している場合で、申込み後から入園月までの間に転職等により指数の下がる変更がある場合、内定取消または退園になることがあります。

(2) きょうだい同時申込みの方

- ① 入園（転園）申込書や就労（予定）証明書等一部で、複数のごきょうだいを同時にお申込みいただけます。
- ② 『同時に同じ園でないかと入園を希望しないのか』、『別園でも希望するのか』、『1人だけの入園でも希望するのか』等(空き待ちの仕方等)の組み合わせをエントリーシートの「@きょうだい組み合わせシート」に記入してください。
- ③ 就労要件で1人だけでも保育園・子ども園等に入園した場合は、仕事を開始していただくことになります。

(3) 育児休業・育児短時間等を取得中（予定）の方

- ① 入園が決まった場合、原則として入園月の末日までに復職していただくことが申込みの条件となります（やむを得ない場合は入園月の翌月1日まで）。
 (例) 平成29年4月1日入園の場合は、原則として平成29年4月30日までの復職が条件です。
- ② 元の職場に復帰することを前提とするため、理由に係わらず復職できない場合は、入園の内定・決定を取消します。
なお、派遣社員として就労している場合は、派遣元を変えずに、同じ派遣先もしくは別の派遣先で就労していただきます。
- ③ 「就労(予定)証明書」により、育児休業を取得していることを確認します。取得期間については、取得可能な最長の育児休業期間が記入してあっても構いません（利用調整における優先順位とも無関係です）。
- ④ 申込み時に勤務先に確認していただいたうえで「復職に関する申立書」を記入していただき、内定後に育児休業を変更短縮して上記条件のとおりに入園することを約束していただきます。
- ⑤ 育児短時間等は、1日あたり2時間を超えて利用する場合や就労日数を短縮する場合は、取得後の就労時間・日数により、利用調整を行います（取得予定者も同様の扱い）。
- ⑥ 復職後2週間以内に「復職証明書」をご提出ください。「復職証明書」については、ホームページからダウンロードできますが、内定している場合は、入園月前月の下旬に保育所等利用決定通知書に同封して入園・認定係からお送りします。期限内に復職したことが確認できない場合は退園していただきますので、期日までにご提出ください。

育児休業給付金の延長手続きに関して

1歳を超えて育児休業を取得し、育児休業給付金の延長手続きをするためには、認可保育園等に入園できないことが要件となります。認可保育園等の入園申込みを行い、市区町村が発行する入園できないことの証明書が必要です。必要書類等について、詳しくは公共職業安定所・勤務先にお問い合わせください。

(4) 保育士として就労する方(予定を含む)

- ① 保育士として就労している場合、または就労予定の場合、保育士優先入園の加点・優先順位の適用となる場合があります。加点等の適用にあたり、『保育士証』・『保育士優先入園に関する申立書』の提出が必要です。
- ② 『保育士優先入園に関する申立書』により、入園後、入園申込時(入園選考時)の就労状況を継続することをお約束いただきます。そのため、理由に関わらず入園申込時(入園選考時)の就労状況に変更が生じた場合(退職や上記申立書に該当しない転職)は、認可保育園・認定こども園等の入園内定・決定の取消し、または退園となります。
- ③ 保育士優先入園の加点・優先順位の適用を希望しない場合は、上記書類の提出の必要はありません。

(5) 転園申込みの場合

- ① 転園が決定した場合、「お子さんが納得しない」、「転園先で延長保育が受けられない」等いかなる理由があっても元の園には戻れません。転園の空きに対しては、次の入園者の利用調整を行います。予めご了承の上、お申込みください。
- ② 転園申込みの取下げができるのは、各月締切日までです。入園(転園)申込みに係わる変更届のご提出(FAX可)により、取下げの旨をご連絡ください。
- ③ 育児休業中の転園は受け付けていません。ただし、転園希望月の末日までに育児休業から復帰する場合は除きます。
- ④ 平成29年1・2月に入園したお子さんが転園を希望する場合は、申込締切日の関係から、平成29年4月2次申込みからの受け付けとなります。

(6) 地域型保育施設・年齢上限のある保育施設の入園を希望する場合

- ① 保育所まむ高田馬場駅前園は2歳児クラスまで、にじいろ保育園高田馬場南・富久ソラのこども園ちいさなうちゅう分園は3歳児クラスまでの保育施設です。次のクラス以降も保育を必要とする場合は、改めて入園申込みが必要です。
- ② にじいろ保育園高田馬場西は3歳児クラスまでの認可保育園です。4歳児クラスに進級する場合は、にじいろ保育園高田馬場東でお子さんを保育します。
- ③ 保育ルーム・家庭的保育者・事業所内保育所については、平成32年4月までに近隣の認可保育園等の中で連携園の設定を予定しています。連携園の設定後は、2歳児クラスまで保育ルーム等をご利用いただき、3歳児クラス以降は『連携園への入園申込み』か『連携園以外の園への入園申込み』を選択していただきます。
連携園に入園を希望する場合：連携園は複数設定予定です。必ずしもご希望の連携園に入園できるとは限りません。
連携園以外の園を希望する場合：4月入園申込みの利用調整を行います。利用調整の結果、入園できない場合があります。
- ④ 連携園への進級に関する手続き等、詳細は未定です。決まり次第、別途ご案内します。
- ⑤ 保育ルーム早稲田は、保育ルームを運営している建物の建替えにより、平成30年3月末で退去となります。

地域型保育施設	連携園(予定)
保育ルームつるまき園	西早稲田保育園・早稲田南町保育園分園 ・ほっぺるランド牛込
上記以外の保育ルーム・家庭的保育者・事業所内保育所 (保育ルームえどがわ園・早稲田を除く)	近隣の認可保育園等を予定しています。

6. 入園後の注意点

(1) 保育時間・休園日

- ① 認可保育園・認定こども園等は、基本開所時間のうち、保護者の就労時間や通勤時間等により、お子さんの保育を必要とする間、代わりにお子さんをお預かりする施設です。
- ② お子さんをお預かりする保育時間は、認定された保育必要量の範囲内で、保育を必要とする状況やお子さんの状況を踏まえて、園長が決定します。
- ③ 入園後およそ1週間程度は保育時間を短くし、お子さんの様子を見ながら徐々に通常の保育時間に近づけていく期間(慣らし期間)を設けています。この期間については、お子さんの状況を見ながら園長が判断します。

- ④ 日曜、祝日、年末年始は休園です。休園日以外にも、お仕事がお休みの日やお子さんの状況により、ご家庭での保育をお願いする場合があります。保育ルームや事業所内保育所等の地域型保育事業では、土曜日保育を実施していない施設もあります。詳しくは、『保育園等に関する留意事項について』をご覧ください。
- ⑤ 区立園の0歳児クラスの保育標準時間における保育時間は、月齢によって異なります。下表をご覧ください。私立園、保育ルーム、家庭的保育者、事業所内保育所は、直接園にお問い合わせください。

満6か月までは	満6か月の翌日から	満1歳の誕生日からは
8:30 ~ 17:00 まで	7:30 ~ 18:00 まで ※富久町保育園は 7:30~18:30 まで	基本開所時間帯

(2) 延長保育について

① 保育標準時間認定の場合

基本開所時間を超えて保育を必要とする場合は、別途延長保育の申込みが必要になります。申込方法は園によって異なりますので、下表を参考にお申込みください。

園名	利用種別	申込方法等
区立園	月額・日額	延長保育の利用希望月の前月 20 日（土・日・国民の祝日にあたる場合は直前の開庁日）までに、必要書類を揃えて入園・認定係へお申込みください。 ※詳しくは「平成 29 年度区立保育園・子ども園延長保育のご案内」をご覧ください。 ※4月のみ締切日が異なります。
	緊急スポット	定期的な残業予定はないが、突然残業となり、予定のお迎え時間に間に合わない場合の延長保育利用となります。詳しくは、「平成 29 年度区立保育園・子ども園延長保育のご案内」をご覧ください。
保育ルーム	月額・日額	延長保育の利用希望月の前月 20 日（土・日・国民の祝日にあたる場合は直前の開庁日）までに、必要書類を揃えて直接園へお申込みください。
私立園 事業所内保育所		園によって利用形態が異なる場合があります。 申込方法や締切日等について、詳しくは直接園にお問い合わせください。

※園ごとに受入年齢や利用定員等があるため、申込みをされた方全員が利用できるとは限りません。

※区立園（富久町保育園を除く）の0歳児クラスについては、延長保育の利用はできません。

※延長保育の利用者以外でも、基本開所時間を超えて保育を必要とする場合は、別途料金がかかります。

② 保育短時間認定の場合

最長で利用可能な時間帯（9:00～17:00）を超えて保育を必要とする場合、延長保育の対象となります。ご利用にあたり、別途料金がかかります。

区立園の場合

- ・17:00 から基本開所時間内の利用（18:15 または 18:30 まで）で 400 円をお支払いいただきます。なお、基本開所時間を超えてご利用された場合は、別途、400 円がかかります。
- ・9:00 前からの利用は対応しておりません。そのため、保護者の勤務体制により、お子さんの登園時間が常態的に 9:00 前となるような場合等は、保育必要量を保育標準時間に変更していただくようご案内しています。

私立園・地域型保育施設の場合

- ・私立園や保育ルーム等については、直接園にお問い合わせください。

*** 所定の時間までのお迎えにご協力ください ***

保育短時間認定の児童だけでなく、保育標準時間認定の児童についても、認定されている保育必要量の時間内にお迎えが間に合わなかった場合、基本保育料とは別に延長保育料 400 円/日（2 時間延長実施園は 600 円/日となる場合があります）が発生します（補食の提供はありません。）。所定の時間までのお迎えにご協力くださいますようよろしくお願いいたします。

- 保育標準時間の場合・・・お迎えが、基本開所時間を過ぎた場合
- 保育短時間の場合・・・お迎えが、17 時を過ぎた場合

※私立園、地域型保育施設については、
直接園にお問い合わせください

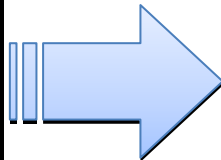
(3) 認可保育園・認定こども園等を利用できる期間

- ① 認可保育園・認定こども園等を利用できる期間は、原則として交付している支給認定証の有効期間中（認定有効期間中）です。認定有効期間は、概ね3年となりますが、お子さんの年齢による認定区分や認定されている保育を必要とする事由により異なります。保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、原則退園となります。

【例】 求職活動：入園日（または求職となった日）から2か月間、妊娠・出産：出産月を中心に5か月間

お子さんの年齢	認定区分	原則的な認定期間	保育を必要とする事由（認定事由）	認定事由ごとの認定期間
満3歳以上	2号	小学校就学の始期に達するまで	就労(月48時間以上)※2	最長で就学前まで
満3歳未満	3号	満3歳に達する日の前日まで ※1	妊娠または出産	出産月を中心に前後2か月
			疾病または心身障害	療養を必要としなくなるまで
			同居親族の介護等	介護を必要としなくなるまで
			災害復旧活動	必要な期間
			求職活動（起業準備含む）	2か月以内
			通学または職業訓練	原則：通学期間中
			区が特別に認める場合※3	必要な期間

認定事由により、認定期間が異なります。



※1 お子さんが満3歳の誕生日を迎え、認定区分が3号から2号に変わる場合は、入園・認定係が認定内容の変更を行い、新たに2号の支給認定証を交付します。先に交付した支給認定証は返還していただく場合があります。

※2 認可保育園・認定こども園等の利用上の最低条件は、「保護者が月48時間以上の就労・介護等を常態としている場合」です。ただし、エイビイシー保育園（夜間保育所）は、「午後4時以降に5時間以上かつ週3日以上」継続的に就労することが最低条件となります。

※3 すでに支給認定にかかる保育施設に在籍しているお子さんが、下のお子さんの育児休業により、引き続き保育を必要とする場合は、下のお子さんの1歳の誕生日が属する月の月末まで、育児休業として認定します。なお、育児休業期間中は、原則保育短時間で認定します。

- ② 保育を必要とする事由が変更となる場合は、認定有効期間中に手続きが必要になるため、必ず入園・認定係までご連絡ください。変更状況が確認できた場合、支給認定内容を変更し、新たに支給認定証を交付します。
- ③ 翌年度も継続通園を希望する方全員に毎年12月頃に継続手続きの書類を提出していただき、保育の必要性を確認します。保育の必要性がなくなると確認された場合は退園となります。

(4) 家庭状況等に変更がある場合

- ① 家庭状況の変更（仕事を辞めた・変えた、妊娠・出産、引っ越し、結婚・離婚など）により、申込時の状況や交付された支給認定証の認定内容（記載内容）が変わる場合は、速やかに「家庭状況等変更届」を提出してください。変更内容を確認後、認定内容を変更した支給認定証を交付します。

家庭状況の変更例		必要書類
就労状況の変更	転職	家庭状況等変更届・就労（予定）証明書・給与明細の写し ※複数月実績の確認を行います。
	退職	家庭状況等変更届 ※退職から2か月以内にお仕事を始めていただく必要があります。
妊娠・出産	家庭状況等変更届・母子手帳の写し（表紙、分娩日の分かるページ）	
育児休業の取得	家庭状況等変更届・取得する育児休業期間の分かる書類（就労証明書等）	
区内転居	家庭状況等変更届	
区外転出	退園届・転出後の継続希望届（P.13をご覧ください）	

- ② 保育を必要とする事由の変更等により、保育必要量を変更する場合は「家庭状況等変更届」の提出が必要です。なお、保育必要量は月ごとの切替えになります。下表を参考に、変更希望月の前月末までに入園・認定係まで必要書類をご提出ください（FAX 可）。

保育必要量の変更	必要書類
『保育短時間』から『保育標準時間』	家庭状況等変更届 及び 必要性の確認書類 (就労(予定)証明書等)
『保育標準時間』から『保育短時間』	家庭状況等変更届

(5) 保育の実施の停止(休園)となる場合

- ① 認可保育園・認定こども園等に在籍のお子さんが、疾病・傷病、里帰り等の理由のために一時的に登園できなくなった場合、保育の実施の停止(休園)となります。停止(休園)する場合は、事前に家庭状況等変更届を提出してください。
- ② 保育の実施の停止(休園)は、原則として年度内に1回、最長で2か月間です。2か月を超える停止(休園)となる場合は原則退園となります。また、停止(休園)中も保育料がかかります(日割り計算はいたしません)。
- ③ お子さんの疾病・傷病による入院等により登園できない場合は、その月の保育料を減額することができます。減額ができるのは、月初日から末日まで連続して休まなければならなかった場合で、停止(休園)となる前月中に届出等の提出により確認できた場合のみです。お子さんの診断書(区様式)等の提出が必要になりますので、事前に入園・認定係までお問い合わせください。

(6) 休日保育の申込み

- ① 日曜日と祝日に、お仕事により保育が必要な場合、下表の保育園で休日保育を実施しています。利用要件等について、詳しくは直接園にお問い合わせください(富久町保育園については『富久町保育園 休日保育のご案内』をご覧ください。)
- ② 休日保育の申込書等は実施園で配布しています。必要書類を揃えて直接園にお申込みください。
- ③ 実施園ごとに受入年齢や利用定員等があるため、申込みされた方全員が利用できるとは限りません。

実施園	所在地	電話番号	申込締切日
富久町保育園	富久町 22-21	03-3357-7720	希望月の前月 10 日(土・日・国民の祝日にあたる場合は直後の開園日)までに園必着
原町みゆき保育園	原町 2-43	03-3356-2663	直接園にお問い合わせください。
オルト保育園	高田馬場 3-40-3	03-5332-7081	

(7) 退園する場合・区外へ転出して新宿区民ではなくなる場合

家庭での保育が可能になった場合や、幼稚園に通うことになった場合、新宿区外に転出する場合等で退園するときは、必ず退園月の末日までに『退園届・転出後の継続希望届』を入園・認定係または園に提出してください。

期日までに届出の提出がない場合は、翌月分も保育料がかかります。電話や口頭による申し出では退園とすることができません。お休みされていたから、という理由で遡って退園とすることはできません。月の途中の退園でも保育料は1か月分納めていただきます(日割り計算はいたしません)。

区外転出後も継続して新宿区の認可保育園・認定こども園等の利用を希望する場合

- ① 転出をする前に必ず入園・認定係までご相談ください。転出時期や転出後の認可保育園・認定こども園等の利用希望状況によって、必要な手続きが異なります。
- ② 転出が決まった場合は『退園届・転出後の継続希望届』の提出が必要になります。転出日が属する月の末日までに、入園・認定係または園にご提出ください。
- ③ 両親いずれも新宿区に在勤や在学がない場合、継続して新宿区の認可保育園・認定こども園に通園できるのは、原則年度末までです。
- ④ 地域型保育事業を利用している場合、継続して通園できるのは、新宿区から転出した月の末日までです。転出月の翌月からは継続通園はできません。
※事業所内保育所を利用している場合は、転出月の属する年度末までとなります。

保育園・子ども園等一覧表①

平成29年5月現在

園名(50音順)	受入月齢 (~以上)	所在地	電話番号	基本 開所時間	延長 保育	定員 ※①								
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計		
【認可保育園】														
区立	1	大久保第一保育園	57日	大久保3-11-1	3203-0346	7:15~18:15	1時間	11	21	21	21	21	21	116
	2	高田馬場第二保育園	57日	高田馬場1-4-17	3209-1433	7:15~18:15	1時間	9	16	20	20	20	20	105
	3	長延保育園	57日	市谷長延寺町8	3260-1335	7:30~18:30	1時間	9	13	13	13	13	13	74
	4	富久町保育園 ※②	43日	富久町22-21	3357-7720	7:30~18:30	3時間	24 (4)	25	25	25	25	25	149
	5	戸山第二保育園	57日	戸山2-18-101	3203-2385	7:30~18:30	1時間	14	17	20	20	20	20	111
	6	中落合第二保育園	57日	中落合2-7-24	3952-7165	7:15~18:15	1時間	17 (3)	23	24	24	24	24	136
	7	西早稲田保育園	57日	西早稲田1-9-30	3209-5294	7:30~18:30	1時間	9	12	13	15	15	15	79
	8	東五軒町保育園 ※②	57日	東五軒町5-24	3269-6820	7:15~18:15	1時間	24 (3)	30	30	30	30	30	174
	9	百人町保育園	57日	百人町2-18-21	3367-4991	7:15~18:15	2時間	9	12	16	16	16	16	85
	10	弁天町保育園	57日	弁天町50	3268-1337	7:30~18:30	1時間	23 (3)	25	25	25	25	25	148
	11	早稲田南町保育園	57日	早稲田南町50	3203-7848	7:30~18:30	1時間	9 (3)	10	14	15	15	15	78
	12	早稲田南町保育園 分園 ※②	57日	早稲田南町36	3204-5201	7:30~18:30	1時間	18 (3)	20	24	24	24	24	134
私立	1	アスク神楽坂保育園 ※②	57日	①矢来町98-1 スキップビル1F ②矢来町89-2	①5225-6933 ②5206-4250	7:30~18:30	2時間	9	10	15	15	15	15	79
	2	アスク新宿南町保育園	1歳クラス	南町20-3	5225-2166	7:30~18:30	2時間		15	18	18	19	19	89
	3	エイビイシティ保育園 ※② (夜間保育所) ※③	43日	(本園)大久保2-11-5 (分園)大久保2-16-1	3232-9633	11:00~22:00	13時間	15	15	15	15	15	15	90
	4	オルト保育園	43日	高田馬場3-40-3	5332-7081	7:30~18:30	2時間	15 (3)	20	21	22	22	22	122
	5	キッズタウン下落合保育園	57日	下落合1-9-10	3365-1332	7:30~18:30	2時間	15	20	24	24	24	24	131
	6	グローバルキッズ神楽坂園	57日	神楽坂4-8-1 神楽坂プラザビル1F	3269-8011	7:30~18:30	2時間	6	10	11	11	11	11	60
	7	グローバルキッズ西落合保育園	57日	西落合3-19-9	3952-5600	7:30~18:30	2時間	9	15	18	18	18	18	96
	8	グローバルキッズ若葉園	57日	若葉1-9	3353-2002	7:30~18:30	2時間	7	7	7	7	7	7	42
	9	獅子吼保育園	1歳クラス	中井2-8-6	3951-0759	7:15~18:15	1時間		15	17	16	16	16	80
	10	至誠会保育園	43日	河田町10-13	3341-4677	7:00~18:00	3時間	30 (3)	30	30	30	30	30	180
	11	下落合そらいろ保育園	6か月	中落合2-7-5 1F	3565-5050	7:30~18:30	2時間	9	14	14	14	14	15	80
	12	新栄保育園	43日	百人町3-21-14	6304-0241	7:30~18:30	2時間	21 (3)	21	21	25	30	30	148
	13	新宿いるま保育園	43日	戸山1-21-1	6302-1221	7:30~18:30	2時間	18	23	24	24	24	24	137
	14	新宿こだま保育園	43日	中落合4-25-19	5988-7807	7:30~18:30	2時間	12 (3)	15	18	20	20	20	105
	15	新宿成子坂愛育園 ※②	57日	西新宿6-7-39	3342-6907	7:15~18:15	1時間	15 (3)	19	24	24	24	24	130
	16	新宿三つの木保育園もりさんかくしかく	43日	大京町29	6457-4455	7:30~18:30	2時間	12	12	14	14	14	14	80
	17	太陽の子 新小川町保育園	57日	新小川町1-8 こだまビル2階	5579-2348	7:30~18:30	2時間	6	10	12	12	12	12	64
	18	東京母子愛育会保育園	8か月	北新宿4-21-14	3369-6005	7:30~18:30	1時間	6	15	18	21	20	20	100
	19	にじいろ保育園高田馬場西 ※②	57日	高田馬場1-24-16 内田ビル1F	6302-1073	7:30~18:30	2時間	6	6	6	6			24
	20	にじいろ保育園高田馬場東	1歳クラス	高田馬場1-16-26	6205-6338	7:30~18:30	2時間		12	12	12	18	18	72
	21	にじいろ保育園高田馬場南 ※②	57日	大久保3-8-4 住友不動産 新宿ガ-テナワ-アネックス2F	6457-6991	7:30~18:30	2時間	5	5	5	5			20
	22	ニチキッズ曙橋保育園 ※②	57日	①愛住町22 第3山田ビル1F ②市谷台町1-3 モデラト1F	①5367-0196 ②5366-5127	7:30~18:30	2時間	6	11	12	12	12	12	65
	23	八幡神社愛育園	1歳クラス	上落合1-26-19	3368-3939	7:30~18:30	-		14	16	18	14	14	76
	24	原町みゆき保育園	43日	原町2-43	3356-2663	7:30~18:30	2時間	24 (4)	25	30	27	27	27	160
	25	二葉南元保育園	43日	南元町4	3351-3819	7:00~18:00	2時間	15 (3)	18	18	20	20	19	110
	26	保育所まあむ高田馬場駅前園 ※②	57日	高田馬場3-1-5 花川第2ビル2F	6279-1105	7:30~18:30	2時間	6	13	14				33
	27	ほっぺるランド牛込	57日	北山伏町1-2	6265-0841	7:30~18:30	2時間	12	20	20	20	15	15	102
	28	ほっぺるランド神楽坂	57日	榎町43-1 ユニゾ神楽坂ビル2・3F	5227-6798	7:30~18:30	2時間	9	15	17	17	45		103
	29	ほっぺるランド新大久保 ※②	57日	大久保1-16-20	6380-3920	7:30~18:30	2時間	12	15	15		18		60
	30	ほけつとランド市ヶ谷保育園	1歳クラス	市谷船河原町1 市ヶ谷エスワビル2・3F	5227-7520	7:30~18:30	2時間		20	24	26	26	26	122
	31	ポピンズナーサリースクール市ヶ谷	57日	私方町19-1 エムジ-市ヶ谷ビル2・3F	5946-8670	7:30~18:30	2時間	9	12	14	15	15	15	80
	32	ポピンズナーサリースクール四ッ谷	1歳クラス	市谷本村町2-10 ストリ-ム市ヶ谷3F	5225-2015	7:30~18:30	2時間		10	12	13	13	13	61
	33	よるい保育園	57日	北新宿3-16-18	3369-3678	7:30~18:30	-	9	10	12	10	10	9	60

*0歳児クラスの定員のうち、()内表記は10月入園の募集人数です。

※① 0歳児クラスは、園により10月に()内の人数を受入れます。4月の受入れ人数は()内の人数を差し引いた数です。
(富久町保育園・・・0歳児クラスの定員24名のうち、4月募集予定数は20名、10月募集予定数は4名)

※② 「保育園等に関する留意事項について」をご覧ください。

※③ エイビイシティ保育園は夜間保育所のため、保護者が夜間保育所の開園日に週3日以上かつ午後4時以降に5時間以上の就労等を常態としている場合に限り、申込みが可能です。

保育園・子ども園等一覧表②

平成29年3月現在

園名(50音順)	受入月齢 (~以上)	所在地	電話番号	基本 開所時間	延長 保育	定員 ※①						
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計

【認定こども園】※②

*0歳児クラスの定員のうち、()内表記は10月入園の募集人数です。

	園名	受入月齢	所在地	電話番号	基本開所時間	延長保育	定員						
							0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
区立	1 あいじつ子ども園	57日	北町17	3266-0189	7:30~18:30	1時間	10	18	18	20	30	30	126
	2 大木戸子ども園	57日	四谷4-17	3358-1431	7:30~18:30	1時間	29 (3)	36	37	37	37	37	213
	3 おちごなかい子ども園	57日	(乳児園舎)中井1-8-12 (幼児園舎)上落合3-1-6	3361-7000 3227-2048	7:30~18:30	1時間	12	18	18	18	20	20	106
	4 柏木子ども園	57日	(乳児園舎)北新宿2-3-7 (幼児園舎)北新宿2-11-1	3369-5855 3227-2118	7:30~18:30	1時間	15	18	18	18	18	18	105
	5 北新宿子ども園	57日	北新宿3-20-2	3365-0225	7:15~18:15	1時間	11	17	20	20	20	20	108
	6 しなのまち子ども園	57日	信濃町20	3357-6853	7:30~18:30	1時間	12	20	20	20	20	20	112
	7 戸山第一子ども園	57日	戸山2-26-101	3202-7879	7:30~18:30	1時間	9	15	18	20	20	20	102
	8 西落合子ども園	57日	西落合1-31-24	3954-1064	7:30~18:30	1時間	12	17	18	20	20	20	107
	9 西新宿子ども園	57日	西新宿4-35-5	3299-7727	7:30~18:30	1時間	10	20	20	22	22	22	116
	10 四谷子ども園	57日	四谷2-6	5369-3775	7:30~18:30	2時間	9	18	20	20	25	25	117
私立	1 大久保わかさ子ども園	43日	大久保1-4-1	6265-9990	7:30~18:30	2時間	15 (3)	18	18	18	18	18	105
	2 しんえい子ども園 もくもく	43日	高田馬場4-36-12	5332-5544	7:00~18:00	2時間	21 (3)	25	25	25	25	25	146
	3 新宿せいが子ども園	43日	下落合2-10-20	3954-4190	7:30~18:30	2時間	21 (3)	30	30	30	30	30	171
	4 茶々ひがしとやま子ども園	43日	戸山2-34-101	5155-4321	7:00~18:00	2時間	12 (3)	18	20	20	20	20	110
	5 富久ソラのこども園ちいさなうちゅう	43日	富久町14-1	6380-0414	7:30~18:30	2時間	12 (3)	24	24	27	27	27	141
	6 富久ソラのこども園ちいさなうちゅう分園	43日	新宿5-3-13	6380-6437	7:30~18:30	2時間	12	24	24	20			80

【地域型保育事業（保育ルーム・事業所内保育所）】※②

	事業名	受入月齢	所在地	電話番号	基本開所時間	延長保育	定員						
							0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
保育 ルーム・ 事業所内 保育所	1 保育ルームえどがわ園 ※⑤	1歳クラス	水道町1-28 (江戸川小学校内)	3266-7350	7:30~18:30	1時間		6	6	6	6	6	30
	2 保育ルームおちにすくすく園 ※⑤	1歳クラス	上落合2-10-23 (落合第二小学校内)	3227-0703	7:30~18:30	1時間		9	10				19
	3 保育ルームつるまき園 ※⑤	1歳クラス	早稲田鶴巻町140 (鶴巻幼稚園内)	3205-9525	7:30~18:30	1時間		6	6				12
	4 保育ルームべんてん ※⑤	1歳クラス	若松町16-2 BENTEN international ビル	6302-1024	7:30~18:30	1時間		9	10				19
	5 保育ルーム早稲田 ※⑤	1歳クラス	西早稲田3-9-6 KTビル	6205-6331	7:30~18:30	1時間		9	10				19
	1 キッズパオ防衛省市ヶ谷保育園 ※④ ※⑤	57日	市谷本村町5番1号 防衛省市ヶ谷地区厚生棟2階	3235-3757	7:30~18:30	1時間	1 5	3 6	3 12				30
	2 とちょう保育園 ※④ ※⑤	57日	西新宿2-8-1 東京都議会議事堂1階南側	5990-5301	7:00~18:00	4時間	6 6	9 9	9 9				48
	3 もみの樹園事業所内保育所 ※④	57日	上落合1-17-8 特別養護 老人ホーム「もみの樹園」内6F	3565-7301	7:30~18:30	1時間	4 2	8 4	8 4				30

※④ 事業所内保育所は、地域の方(区民)が対象となる『地域枠』と従業員や協定を提携している企業の従業員が対象となる『従業員枠』(着色部分)があります。新宿区の窓口では、『地域枠』の申込みの受付を行います。

※⑤ 各保育ルーム・キッズパオ防衛省市ヶ谷保育園・とちょう保育園については、土曜日保育の実施はありません。

【家庭的保育者（保育ママ）】※②

	家庭的保育者名	受入月齢	所在地	基本開所時間	備考
1	井上美希子	生後5週以上 満3歳未満まで	赤城元町	9:00~17:00	土・日曜日、祝日、年末年始ほか、年次休暇・夏季休暇等により、お休みとなる場合があります。
2	田口いづみ		市谷柳町		

※延長保育は、上記保育時間外の2時間以内(8:00~9:00、17:00~18:00)で応相談となります。

※年次休暇、夏季休暇等により保育を行うことができない場合がありますが、保護者が希望する場合は、連携する区立認可保育園において代替保育を行います。

★クラス年齢表（平成29年度）

クラス	生年月日（西暦）
0歳児 ※	平成28年4月2日以降（2016年4月2日以降）
1歳児	平成27年4月2日~平成28年4月1日（2015年4月2日~2016年4月1日）
2歳児	平成26年4月2日~平成27年4月1日（2014年4月2日~2015年4月1日）
3歳児	平成25年4月2日~平成26年4月1日（2013年4月2日~2014年4月1日）
4歳児	平成24年4月2日~平成25年4月1日（2012年4月2日~2013年4月1日）
5歳児	平成23年4月2日~平成24年4月1日（2011年4月2日~2012年4月1日）

※ 0歳児クラスに申込みの場合、各園の受入月齢を満たしていないと申込みができません。出産日と入園月の初日を含めて、受入日数(月齢)に達していることが必要です。

※ 0歳児クラスのない園に限り、本来は0歳児クラスであるお子さんが特例的に1歳児クラスに申込みをすることができます(特例1歳)。入園希望月の1日までに満1歳の誕生日を迎えるお子さんが対象となります。ただし、各園3名までの受入れで、本来の1歳児クラスのお子さんが優先されます。

(例) 平成28年4月2日~平成28年5月1日生まれ … 平成29年5月入園分から申込み可能
平成28年5月2日~平成28年6月1日生まれ … 平成29年6月入園分から申込み可能

平成29年度 保育園等の利用調整基本指数及び利用期間（夜間保育所を除く）

項目	類	型	保 護 者 の 状 況		基本指数	保 育 園 等 を 利用 できる 期間	
1	就 労	自 営 以 外 ※①	週5日以上かつ40時間以上かつ1日8時間以上の就労を常態（日・祝日勤務を含む）		20	最長で小学校就学 始期に達するまで	
			月20日以上	週40時間以上の就労を常態			20
				週35時間以上週40時間未満の就労を常態			19
				週30時間以上週35時間未満の就労を常態			17
				週30時間未満の就労を常態			16
			月16日以上 20日未満	週32時間以上の就労を常態			16
				週24時間以上週32時間未満の就労を常態			14
				週24時間未満の就労を常態			13
			16日未満	週24時間以上の就労を常態			12
				週18時間以上週24時間未満の就労を常態			11
	週18時間未満の就労を常態		10				
	内 職	自 営 (祖父母等 親族が経営 を含む)	中心者	自営以外に同じ			10~20
							居宅外 居宅内
			月20日以上	週40時間以上の就労を常態			19 18
週30時間以上週40時間未満の就労を常態				16 15			
月16日以上 20日未満		週30時間未満の就労を常態		15 14			
		週32時間以上の就労を常態		15 14			
週24時間以上週32時間未満の就労を常態		週24時間以上の就労を常態		13 12			
		週24時間未満の就労を常態		12 11			
16日未満	週24時間以上の就労を常態		11 10				
	週18時間以上週24時間未満の就労を常態		10 9				
週18時間未満の就労を常態		9 8					
求 職	内 職	就労内定	就労内定者で就労（予定）証明書が提出された場合の指数は項目1〔就労〕を準用し、4点を減じた数とする（入園申込締切日現在、既就労でない者を含む） ※②				
		就労未定	求職活動のため外出を常態		7		
2	出 産	出産（予定）月を中心に5か月以内		12	2か月以内 5か月以内		
3	疾 病 ・ 負 傷	入院中・入院予定者（1か月以上）（入園月中に入院予定がある者を含む）		20	最長で小学校就学 始期に達するまで		
		居 宅 内 療 養	精神性疾患（精神障害者保健福祉手帳2級程度以上）・感染性疾患・常時病臥			20	
			精神性疾患（精神障害者保健福祉手帳3級程度）で通所をしている場合			16	
			精神性疾患（精神障害者保健福祉手帳3級程度）			15	
			精神性疾患（上記以外）・常時安静を要する場合、または週に3日以上以上の通院・通所をしている場合			10	
	上記以外の一般療養		10				
心 身 障 害	身体障害者手帳 1級・2級 愛の手帳 1度～3度		20	最長で小学校就学 始期に達するまで			
	身体障害者手帳 3級 愛の手帳 4度		16				
	身体障害者手帳 4級		12				
4	同 居 親 族 の 介 護 ・ 看 護	全介助・常時介護		20~17	最長で小学校就学 始期に達するまで		
		一部介助・一部介護		12~16			
		病院・施設付添い		10~14			
5	就 学 ・ 技 能 習 得	学校教育法に定める学校に通学・職業訓練施設に通所・就労に必要な技能習得のため、専修学校等に通学（入園月中に通学予定がある者を含む）		12	卒業・修了予定 月の末日まで		
6	災 害	震災・風水害・火災等の復旧に当たっている場合		20	必要な期間		
7	不 存 在	父又は母が、死亡・行方不明・拘禁・離婚・離婚前提の別居・未婚・単身赴任・長期入院・その他保護者の状況から不存在と認められる場合		20	必要な期間		
8	虐 待 や D V の お そ れ	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護を必要とすると認められる場合		20	必要な期間		
9	特 例	日常生活に必要な日本語の習得のため、日本語学校に通学（入園月中に通学予定がある者を含む）		7	6か月以内		
		前各項目に掲げたほか、明らかに保育を必要とすると認められる場合		6~20	必要な期間		

★ 保育の必要性の確認及び保育園等の利用調整は、保護者が月48時間以上の就労・介護等を常態としている場合に限る。

●備考

- 1 入園申込締切日までに必要書類が未提出の場合は、利用調整の対象外とする。
- 2 入園申込締切日までに提出された書類等によって確認できる入園月初日の現況により調整する。ただし、締切日から入園日までに申込み時と異なる状況が判明した場合は指数を再算定し、利用調整を見直す場合がある。
- 3 父母それぞれの指数を合算し、世帯の指数を決定する。
- 4 就労時間とは、規則に基づく勤務時間（休憩時間を含む）とする。ただし同伴就労・居宅内自営・在宅勤務の場合は、就労状況申告書に基づく実労働時間とする。
- 5 入園後は原則、項目間の変更は認めない。
- 6 保護者1人につき、保育を必要とする事由が2つ以上ある場合は、主たる事由の指数を適用する。
- 7 育児短時間等を、2時間を超過して取得した場合や就労日数を短縮した場合は、育児短時間等取得後の就労時間や就労日数により調整する。（取得予定者も同様の取扱い）

●類型の細目

- 1 「就労」には、産前産後休暇・育児休業からの復職予定者を含む。
 - 2 「自営中心者」とは、①経営者（登記簿謄本・個人事業主の開業届出書・営業許可証等で経営者・事業主であることが確認できる者）
②経営者以外（専従者を含む）で法人組織等に属し、就労時間に対して妥当な給与等（最低賃金以上）を支給されている者。
 - 3 「自営中心者以外」とは、自営協力者等上記「自営中心者」に当てはまらない者。ただし、「自営中心者」に当たる場合でも、収入・売上等の確認がとれない場合は「自営中心者以外」とする。
 - 4 「内職」とは、自宅内で出来高払いの仕事に従事している者。
- ※① 自営以外であっても、正当な理由なく就労時間に対して妥当な給与等（最低賃金以上）を支給されていない者は、自営中心者以外の指数を適用する。
 ※② 入園申込締切日現在、給与明細書等で確認できる1か月以上の実績のない者、就労証明書に記載された就労時間と収入が不一致の者も就労内定とする場合がある。

平成29年度 利用調整基準

区分	番号	調 整 基 準	調整指数	
保護者単位	1	類型が「心身障害」以外のもの 保護者が身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1～3度、又はそれと同程度 保護者に聴覚障害・言語機能障害があり、身体障害者手帳3級、又はそれと同程度	4 2	
	2	資格外活動許可書 就労のできない在留資格(家族滞在等)であり、資格外活動許可書の提出のない場合	-2	
	3	保育士 新宿区内の保育施設(認可保育園・認定こども園・地域型保育施設・認証保育所)で週30時間以上保育士として勤務する(産休・育休取得者を含む)場合。なお、就労内定者については、4点を減じないものとする(1点の加点は適用しない)。※保育士証・保育士優先入園に関する申立書要添付。新規申込を対象とする。	1	
	4	区外受託 ①転入予定者以外 区内に勤務地・在学地有 区内に勤務地・在学地無 ②転入予定者で転入先住所が確認できる書類のないもの	-4 -6 -2	
世帯単位	5	父又は母が不存在 死亡・行方不明・拘禁・離婚・未婚・その他保護者の状況から不在だと認められる場合 保育協力可能な祖父母・同居人無 保育協力可能な祖父母・同居人有 命令に基づく単身赴任(入園月中に単身赴任予定の者を含む) 長期(おおむね6か月以上)入院(入院予定者を含む) 自己都合により両親の一方が区内に住民登録無	4 2 2 2 -4	
	6	生計中心者の失業 世帯の生計中心者の失業・倒産等により、緊急に生活費を得る必要がある場合	1	
	7	生活保護世帯 生活保護を受給している世帯 ※受給証明書の提出がない場合は適用しない	1	
	8	滞納 過去3～5か月分の保育料滞納(卒園児を含む)がある世帯 過去6か月分以上の保育料滞納(卒園児を含む)がある世帯	-9 -12	
	9	祖父母 同居・近隣在住(保護者住所地からおおむね1km圏内)の祖父母(65歳未満)があり、就労状況や健康状況の確認できる書類の提出のない場合(就労証明書等)	-2	
	10	同一世帯内に未申込児有 同一世帯内で自己都合により、保育園等に申込みをしない未就学児童がいる場合(幼稚園児・介護を要する子等特別な事情がある場合を除く)	-1	
	児童単位	11	産休・育休復帰者 入園月の末日までに、産後休暇・育児休業を取得している職場に復職予定の者(やむを得ない場合は入園月の翌月1日まで) ※復職に関する申立書要添付	2
		12	認可外で保育 保育を必要とする時間、日数すべてを認可外保育施設(認証保育所・認可外保育所・ベビーシッター(協会に登録している者)等で祖父母・知人は除く)に有償かつ月極で預けている場合。ただし、育児休業中、産休中、求職中は適用しない。※保育受託証明書要添付	2
		13	年齢上限がある認可保育園等で保育 年齢上限がある認可保育園・認定こども園、地域型保育施設の卒園に伴う翌年度4月入園申込みの場合	2
		14	同伴就労 申込児を連れて就労している場合(内職を除く)	-1
15		転園希望世帯 きょうだいが在籍している認可保育園等に転園を希望する場合	2	
16		障害 申込児が障害児保育の対象児童である場合	2	
17		再入園 法律に基づく育児休業取得により、育児休業取得前に新宿区内の認可保育園等を退園した児童が、再度区内の認可保育園等に入園申込みをする場合(退園した児童を自宅で保育している場合に限る)	4	
18		転入(予定)者 区外からの転入(予定)者で、区外の認可保育園・認定こども園・地域型保育事業に通園している場合	2	
特例	19 特別な配慮を要する世帯	1～6		

※備考 1 番号11、12、13、15、18は重複しての適用はしない。
2 番号13は、平成28年11月1日現在の在籍児の場合、卒園に伴う入園申込み以外にも適用する。
3 番号19の「特別な配慮」とは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に法律等の適用を受けるものか同等のもの(+6点)・児童福祉の観点から適切な保育の実施が必要であると認められる場合(+1点～6点)とする。
4 この表による調整指数の加算が12点を超える場合は、12点とする。
5 入園申込みの締切日までに提出された書類等によって確認できる入園月初日の現況により調整する。ただし、締切日から入園日までに申込み時と異なる状況が判明した場合は指数を再算定し、利用調整を見直す場合がある。

◆同一指数時の優先順位 ※以下の順位を基本的に総合的に判断する。

1	新宿区民	※転入予定者を含む
2	新規申込	新規と転園の競合の場合は、新規を優先 ※きょうだい別園による転園は新規と同等とする。
3	緊急性の高い世帯	危険性又は緊急性が非常に高く、特別な配慮が必要と認められる世帯
4	きょうだい入園	きょうだいの在園する認可保育園・認定こども園に申込み(新規・転園) ※下位5～18で比較し同等の場合は、きょうだい園間の距離の遠い世帯を優先
5	不存在	(1)両親 (2)ひとり親で保育協力可能な祖父母無 (3)ひとり親で保育協力可能な祖父母有
6	指数の高い世帯	調整指数を付する前の基本指数の高い世帯
7	類型項目での優先	(1)疾病(精神疾患・感染症・入院)・心身障害・災害 (2)就労 ①居宅外 ②居宅内 ③内職 (3)求職内定 (4)出産・疾病(その他) (5)介護 (6)就学等 (7)求職未定 ※左記(2)就労①、②、③内は (i) 開所日以外の就労を含まない世帯、含む世帯の順に優先 (ii) 昼間就労の世帯、夜間就労の世帯の順に優先 ※①居宅外は、既就労の世帯、産休・育休復帰予定世帯の順に優先
8	認可外で保育	預け期間が長い世帯(利用調整基準 番号12に該当する世帯) ※保育受託証明書要添付
9	年齢上限のある認可保育園等で保育	年齢上限のある認可保育園・認定こども園、地域型保育施設の卒園に伴う翌年度4月入園申込みの世帯
10	待機期間	待機月数の多い世帯(育休期間中は除く)
11	きょうだい同時申込	(1)三つ子以上 (2)双子 (3)その他
12	きょうだい数	(1)未就学児童の多い世帯 (2)小学3年生以下の児童の多い世帯 [(1)(2)とも同数の場合は平均年齢の低い世帯]
13	保育士	保護者の中に、主として保育施設(認可保育園・認定こども園・地域型保育施設・認証保育所)で勤務する保育士がいる世帯 ※入園希望月の締切日現在で勤続年数が長い世帯が優先 ※新規申込を対象とする。 ※保育士証・保育士優先入園に関する申立書要添付
14	滞納	保育料滞納の無い世帯(卒園児分も含む)
15	祖父母	保育の協力が見込まれる祖父母のいない世帯
16	収入等	(1)生活保護世帯 (2)世帯の収入金額が低く、就労が生計費を得るために必要と認められる世帯
17	近隣園	希望園が自宅からおおむね1km圏内の世帯
18	区民歴	新宿区に住民登録し、引き続き居住している期間が長い世帯 ※保護者のどちらか長い期間を適用

※備考 1 番号2については、平成28年11月1日現在に年齢上限のある認可保育園・認定こども園に在籍している児童の場合、最終年齢クラスからの転園は新規と同等とする。また、同日付現在に地域型保育施設に在籍する児童の転園は新規と同等とする。
2 番号9については、平成28年11月1日現在に年齢上限のある認可保育園・認定こども園、地域型保育施設に在籍している児童の場合、最終年齢クラスに在籍している世帯、左記以外の世帯の順に優先を適用する。

平成29年度 保育園等の利用調整基本指数及び利用期間（夜間保育所に限る）

項目	利用調整基準			指数	保育園を利用できる期間			
	類型	保護者の状況						
1	就労	夜間就労	1日の就労時間が8時間以上	午後4時以降に6時間以上の就労を常態	月20日以上	20	最長で小学校就学始期に達するまで	
				午後4時以降に5時間以上6時間未満の就労を常態		19		
				午後4時以降に5時間以上6時間未満の就労を常態		15		
			1日の就労時間が5時間以上8時間未満	午後4時以降に6時間以上の就労を常態	月16日以上20日未満	16		
			午後4時以降に5時間以上6時間未満の就労を常態	15				
			午後4時以降に5時間以上6時間未満の就労を常態	13				
		昼間就労	変則勤務（夜間勤務等）が週1回以上	1日の就労時間が8時間以上	午後4時以降に6時間以上の就労を常態	月12日以上16日未満		12
				午後4時以降に5時間以上6時間未満の就労を常態	11			
				午後4時以降に5時間以上6時間未満の就労を常態	10			
				午後4時以降に5時間以上6時間未満の就労を常態	9			
	就労内定		就労内定者で就労（予定）証明書が提出された場合の実施指数は、項目1〔就労〕を準用し、その指数から4点を減じた数とする。（入所申込締切日現在、既就労でない者を含む）※		5～16			
2	就学技能習得		学校教育法に定める学校に通学 職業訓練施設に通所 就労に必要な技能習得のため、専修学校等に通学（入所月中に通学予定があるものを含む）		9	卒業・修了予定月の末日まで		
3	特例 (保護者の一方が、上記「項目1・2」に該当する場合のみ適用)	疾病・負傷	居室内療養	入院中・入院予定者（1か月以上）（入所月中に入院予定がある者を含む）	20	最長で小学校就学始期に達するまで		
				精神性疾患（精神障害者保健福祉手帳2級程度以上）・感染性疾患・常時病臥	20			
				精神性疾患（精神障害者保健福祉手帳3級程度）で通所をしている場合	16			
				精神性疾患（精神障害者保健福祉手帳3級程度）	15			
				精神性疾患（上記以外）、常時安静を要する場合、または週に3日以上通院・通所をしている場合	10			
			上記以外の一般療養	10				
		心身障害	身体障害者手帳 1・2級 愛の手帳 1度～3度	20	最長で小学校就学始期に達するまで			
			身体障害者手帳 3級 愛の手帳 4度	16				
身体障害者手帳 4級	12							
災害	震災・風水害・火災等の復旧に当たっている場合	20	必要な期間					
不存在	父又は母が、死亡・行方不明・拘禁・離婚・離婚前提の別居・未婚・単身赴任・長期入院・その他保護者の状況から不存在と認められる場合	20	必要な期間					
4	虐待やDVのおそれ		虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護を必要とすると認められる場合	20	必要な期間			
5	その他、明らかに夜間の保育が必要と認められる場合			5～20	必要な期間			

★夜間保育所の利用調整は、原則、保護者が夜間保育所の開所日に週3日以上かつ午後4時以降に5時間以上の就労等を常態としている場合に限る。

●備考

- 1 入園申込締切日までに必要書類が未提出の場合は、利用調整の対象外とする。
 - 2 入園申込締切日までに提出された書類等によって確認できる入園月初日の現況により調整する。ただし、締切日から入園日までに申込み時と異なる状況が判明した場合は指数を再算定し、利用調整を見直す場合がある。
 - 3 保護者のうち一方でも「就労未定」の場合は、申し込みできない。
 - 4 「就労」には、産前産後休暇・育児休業からの復職予定者を含む。
 - 5 父母それぞれの指数を合算し、世帯の指数を決定する。
 - 6 就労時間には休憩時間を含む。
 - 7 入園後は原則、項目間の変更は認めない。
 - 8 保護者1人につき、保育を必要とする事由が2つ以上ある場合は、主たる事由の指数を適用する。
 - 9 育児短時間等を、2時間を超えて取得した場合や就労日数を短縮した場合は、育児短時間等取得後の就労時間や就労日数により調整する。（取得予定者も同様の取扱い）
- ※入園申込締切日現在、給与明細書等で確認できる1か月以上の実績のない者、就労証明書に記載された就労時間と収入が不一致の者も就労内定とする場合がある。

平成29年度 保育料のお知らせ

- 認可保育園・認定こども園等の保育料は、①利用施設（区立・私立は同額(夜間保育所を除く)）、②お子さんの年齢（年度当初のクラス年齢）、③保育時間の区分（標準時間・短時間）別になります。
- 父母の区(市町村)民税所得割額を基に算定した額を合算し、世帯の保育料階層を決定する応能負担制です。

1 基本保育料の算定について

- ① 保育料の算定基準となる区(市町村)民税所得割額は、下表のとおり年度途中で変わります。4～8月入園の場合、9月以降の保育料は改めて算定をするため、保育料額が変更となる場合があります。
- ② 保育料は、原則入園月の中旬頃に決定し、ご自宅に「保育料決定・変更通知書」をお送りします。なお、保育ルームを利用する場合は、園を通じてお知らせします。

入園月	平成29年										平成30年	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
保育料の算定基準	平成28年度区(市町村)民税所得割額					平成29年度区(市町村)民税所得割額						

※住民税が未申告の場合、基本保育料が最高階層（最高額）となる場合があります。

※海外在住等で、住民登録のない場合は、所得を推定できる資料等を提出していただき、課税相当額を推計します。

※区（市町村）民税が更正された場合は、更正されたことがわかった月の翌月から保育料が変更となる場合があります。

2 基本保育料の負担軽減制度について

新宿区では、子育て支援策の一環として、多子世帯等の保育料の負担軽減を実施しています。多子軽減等の適用は、世帯の区（市町村）民税所得割額やお子さんの認定区分（1号又は2・3号）等により異なります。

なお、負担軽減の適用事由に該当しなくなった場合は、速やかに担当係への連絡をお願いしています。原則として該当事由がなくなった月の翌月から負担軽減前の保育料に変更します。ご連絡が遅れた場合でも、遡って差額を返納していただきます。

世帯の区（市町村）民税所得割額が16万円以上の場合 ※保育料階層がD6以上の場合

- ① 同じ世帯で、2名以上のお子さんが認可保育園・認定こども園・認証保育所・幼稚園等に在籍の場合、在籍児童の年齢順に上から2番目のお子さんの基本保育料は5割減額、3番目以降は全額公費負担となります。
- ② 原則として手続きは必要ありませんが、兄弟の利用施設によっては書類の提出が必要です。

兄弟の利用施設	負担軽減の手続き	必要書類
認可保育園，認定こども園，区立幼稚園，地域型保育施設（保育ルーム・事業所内保育所等），認証保育所	不要	
国立・私立幼稚園，特別支援学校幼稚部，障害児通所施設（児童発達支援・医療型児童発達支援）	要	保育料多子減免にかかる申立書類 保育受託証明書

世帯の区（市町村）民税所得割額が16万円未満の場合 ※保育料階層がC1～D5の場合

①多子世帯の場合

- きょうだい（兄弟）の数え方に際し、年齢制限はありません。生計を一にする兄弟から数えて、2番目のお子さんの基本保育料が5割減額、3番目以降は全額公費負担となります。
- 原則として手続きは必要ありません。ただし、『同一世帯外に生計を一にする兄弟』がいる場合は、保育料多子減免にかかる申立書類や確認書類等の提出が必要です。詳しくは、入園・認定係までお問い合わせください。

②ひとり親世帯等の場合

- ひとり親世帯・同一世帯に障害児（者）がいる世帯の保育料については、1人目のお子さんは5割減額、2人目以降は全額公費負担となります。
- 原則として保育料多子減免にかかる申立書類や確認書類（児童扶養手当証書の写しや障害者手帳の写し等）等の提出が必要です。詳しくは入園・認定係までお問い合わせください。

③注意事項

- 9月から算定基準となる区(市町村)民税所得割額が変わります。そのため、4～8月分保育料が負担軽減に該当する場合でも、9月分以降の保育料には該当しなくなる場合があります。

3 基本保育料のお支払いについて

基本保育料は毎月払いです。利用する保育施設によってお支払方法が異なります。

利用する保育施設	お支払方法等
認可保育園 (私立園を含む) 区立認定こども園	<p>原則口座振替をお願いしています</p> <p>★口座振替の手続き <u>口座振替依頼書に必要事項を記入の上、依頼書を銀行等にご提出ください。三枚複写のうち、お客様控えとあわせて保育課提出用を渡された場合は、お手数ですが直接区役所までご送付ください。</u></p> <p>★お子さん一人ひとりに口座手続きが必要です。 兄弟が口座振替登録済でも、弟妹が新たに入園する場合は、改めて手続きする必要があります。</p> <p>※口座振替手続き完了までの期間は、区から送付する納付書により、お近くの銀行・郵便局等金融機関又は特別出張所窓口でお支払ください。</p>
保育ルーム	<p><u>納付書でのお支払いになります。</u></p> <p>※毎月園を通して送付します。</p>
私立認定こども園 事業所内保育所 家庭的保育者	<p><u>入園後、区が決定した保育料額を直接園にお支払いいただきます。</u></p> <p>※お支払い方法については、各園にお問い合わせください。</p>

4 保育料の納入期限及び口座振替日等について

- ① 保育料は期日までのお支払いをお願いしています。なお、口座振替の場合は、原則月末のお支払いです。末日が休日の場合は、翌営業日のお支払いとなります。
- ② 納付書でお支払いいただく場合は、利用施設によって納付書の発送時期が異なります。
- ③ 私立認定こども園・家庭的保育者・事業所内保育所については、園により異なります。直接利用園にお問い合わせください。

29年度 保育料	保育料納入期限（口座振替日）	通知書（納付書）発送時期		
		保育園利用	区立子ども園利用	保育ルーム利用
4月分	平成29年 5月 1日（月）	4月中旬		
5月分	平成29年 5月31日（水）			
6月分	平成29年 6月30日（金）			
7月分	平成29年 7月31日（月）			
8月分	平成29年 8月31日（木）			
9月分	平成29年10月 2日（月）	9月中旬	毎月中旬に 郵送します。	毎月園を通して 送付します。
10月分	平成29年10月31日（火）			
11月分	平成29年11月30日（木）			
12月分	平成30年 1月 4日（木）			
1月分	平成30年 1月31日（水）			
2月分	平成30年 2月28日（水）			
3月分	平成30年 4月 2日（月）			

5 保育料に関するQ & A

1	保育料表階層の税額と特別区民税額が違うのはなぜですか？	住宅借入金等特別控除や寄付金控除等は、保育料の計算では控除対象外です。区で再計算をしていますので、必ずしも税額と一致するとは限りません。
2	保育料表の区分「保育標準時間」「保育短時間」の違いは何ですか？	保育認定時間の区分です。保育短時間（保育時間8時間限度）の保育料は、保育標準時間の△1.7%です。
3	保育料を減額してもらえることはありますか？	保育料の支払いが著しく困難な状況になった場合や、みなし寡婦（夫）・心身障害児等の減額申請ができます。審査の結果減額が決まった場合、申請の翌月からとなります。

●多子世帯等の保育料負担軽減の手続きについて

多子世帯等の保育料負担軽減の適用については、下表のとおり『世帯の区（市町村） 民税所得割額』や『保育園・子ども園等に在園するお子さんの兄・姉の状況』により方法が異なります。原則として、入園（転園）申込書の世帯状況欄に基づいて保育料の負担軽減を行います。兄・姉の在園する保育施設等によっては、別途申立書類・確認書等の提出が必要となります。詳しくは、入園・認定係までお問い合わせください。

	区（市町村民）民税所得割額16万円以上の場合	区（市町村民）民税所得割額16万円未満の場合
兄・姉の状況	同一世帯内に認可保育園・認定こども園等に在園する兄・姉がいる場合	同一世帯内に私立幼稚園・国立幼稚園等に在園する兄・姉がいる場合
手続(確認)方法	入園(転園)申込書の世帯状況欄により確認	入園(転園)申込書の世帯状況欄により確認
保育料額の変更方法	入園月中旬頃に多子負担軽減により算定した保育料額の通知書を送付します。	入園月の末日まで(必着)に申立書及び証明書類等の提出があった場合、書類内容を確認し、入園月から保育料を変更します。
備考	※入園(転園)申込書の世帯状況欄に兄・姉に関する情報の記載がない場合は、別途申立書類の提出が必要となります。 ※入園月の翌月以降に申立書類等の提出があった場合、当該申立書類等の提出のあった日の属する月の翌月から(月初日の場合は当月から)保育料を変更します。なお、提出書類に不備があった場合は、その不備が補完された月からの保育料変更となります。 ※入園後に多子世帯等の保育料負担軽減に該当する状況となった場合は、上記いずれの場合でも申立書類等の提出が必要です。 ※適用期間は条件によって異なりますが、最長で年度末までです。	

入園(転園)申込書【保育施設・地域型保育事業 利用申込書】 4 月入園(転園)希望

平成28年11月15日

新宿区長 あて
 申込者 住所: 新宿区 歌舞伎 町 1 丁目 1 番 (地) 1 号 方
 自宅電話番号 (XX) XXXX-XXXX 父: 携帯電話番号 (03) 0000-0000
 母: 携帯電話番号 (03) 0000-0000
 保護者氏名 新宿 太郎 新宿 市子

下記の3点に同意の上で、次のとおり、保育施設・地域型保育事業の利用を申込みます。
 *個人番号の利用により、区が保有する特別区民税の課税情報、生活保護等[※]、児童扶養手当の受給情報又は障害者関係情報を確認すること。
 *保育施設・地域型保育事業に申込み状況を提供すること。
 *虚偽の報告や偽造をした場合、条例により過料に処することがあること。

氏名	続柄	生年月日	職業、通学先・通園先名等	クラス	申込種別	
					H28.1.1 現在の住所地	H29.1.1 現在の住所地
フリガナ	氏名	氏名	氏名	氏名	現在	将来
シンジュウ タロウ	父	(〇〇歳)	会社員		■新宿区 □その他	■新宿区 □その他
シンジュウ イチコ	母	(××歳)	会社員		■新宿区 □その他	■新宿区 □その他
シンジュウ イチロウ	子	(〇〇歳)	〇〇小学校	入園・転園	受付番号 (※区記入欄)	
シンジュウ ジロウ	子	(△歳)	私立●●幼稚園	入園・転園	※	
シンジュウ サブロウ	子	(〇歳)		0 入園		
シンジュウ サンロウ	男	(〇歳)				

生活保護受給世帯 非該当 該当 (平成 年 月 日から受給開始)

ひとり親の場合 死別・離婚・調停中・未婚・その他 () 年 月 から 養育費 有 (月額 円)・無 児童扶養手当受給 有・無・手続中

保育料階層がC1~D5の場合
 ↓
 同一世帯内にいる兄・姉からカウント
 ↓
 3番目の子になるため、全額公費負担となります。

*****ご注意*****
 ※保育料は、9月から算定基準となる区（市町村）民税所得割額が変わります。4～8月分保育料が多子世帯等による負担軽減に該当する場合でも、9月から適用外となる場合があります。
 ※保育料負担軽減の事由に該当しなくなった場合は、速やかに担当係へご連絡をお願いいたします。原則として該当事由がなくなった月の翌月から負担軽減前の保育料となります。ご連絡が遅れた場合でも、遡って差額を返納していただきます。

認可保育園・認定こども園(保育園機能)・事業所内保育所(土曜実施)基本保育料表

*一般保育所(エイゼンシ以外)

① 認可保育園及び認定こども園(2号・3号認定利用)の保育料は、区立園・私立園とも同額です。
 ② 第1子・第2子の数え方

●区(市町村)税所得割額が16万円未満の場合：生計を一にする兄弟から数えた順番です。
 ●区(市町村)税所得割額が16万円以上の場合：同じ世帯で保育園・子ども園等に在籍する未就学児の兄弟から数えた順番です。

③ この表における年齢は、年度当初のクラス年齢です。年度途中にお誕生日を迎えても保育料の変更はありません。
 ④ 延長保育料については、延長保育料のパンフレット(区立園のみ)をご覧ください。私立園の延長保育料については、各園にお尋ねください。延長保育料における第2子、第3子の減額はありせん。

階 層 区 分	各月初日の在籍児童の属する世帯の 特別区民税の額(A階層を除く)	0歳児～2歳児				3歳児				4歳児及び5歳児				月額	
		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間			
		第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子		
A	生活保護世帯等 ※	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	特別区民税非課税	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
C1	特別区民税均等割のみ課税	1,900円	950円	1,800円	900円	1,300円	650円	1,200円	600円	1,300円	650円	1,200円	600円	1,200円	600円
C2	1円以上5,000円未満	2,400円	1,200円	2,300円	1,150円	2,000円	1,000円	1,900円	950円	2,000円	1,000円	1,900円	950円	1,900円	950円
C3	5,000円以上50,000円未満	3,100円	1,550円	3,000円	1,500円	2,700円	1,350円	2,600円	1,300円	2,600円	1,300円	2,500円	1,250円	2,500円	1,250円
D1	50,000円以上53,000円未満	6,700円	3,350円	6,500円	3,250円	5,600円	2,800円	5,500円	2,750円	5,600円	2,800円	5,500円	2,750円	5,500円	2,750円
D2	53,000円以上70,000円未満	8,300円	4,150円	8,100円	4,050円	7,300円	3,650円	7,100円	3,550円	7,200円	3,600円	7,000円	3,500円	7,000円	3,500円
D3	70,000円以上86,000円未満	9,400円	4,700円	9,200円	4,600円	9,300円	4,650円	9,100円	4,550円	9,200円	4,600円	9,000円	4,500円	9,000円	4,500円
D4	86,000円以上123,000円未満	15,400円	7,700円	15,100円	7,550円	10,900円	5,450円	10,700円	5,350円	10,800円	5,400円	10,600円	5,300円	10,600円	5,300円
D5	123,000円以上160,000円未満	19,100円	9,550円	18,700円	9,350円	12,700円	6,350円	12,400円	6,200円	12,600円	6,300円	12,300円	6,150円	12,300円	6,150円
D6	160,000円以上185,000円未満	21,500円	10,750円	21,100円	10,550円	14,300円	7,150円	14,000円	7,000円	14,200円	7,100円	13,900円	6,950円	13,900円	6,950円
D7	185,000円以上210,000円未満	23,600円	11,800円	23,100円	11,550円	15,800円	7,900円	15,500円	7,750円	15,700円	7,850円	15,400円	7,700円	15,400円	7,700円
D8	210,000円以上220,000円未満	25,500円	12,750円	25,000円	12,500円	17,000円	8,500円	16,700円	8,350円	16,900円	8,450円	16,600円	8,300円	16,600円	8,300円
D9	220,000円以上240,000円未満	27,500円	13,750円	27,000円	13,500円	18,200円	9,100円	17,800円	8,900円	18,000円	9,000円	17,800円	8,800円	17,800円	8,800円
D10	240,000円以上260,000円未満	29,200円	14,600円	28,700円	14,350円	19,500円	9,750円	19,100円	9,550円	19,300円	9,650円	19,000円	8,500円	19,000円	8,500円
D11	260,000円以上270,000円未満	31,000円	15,500円	30,400円	15,200円	20,700円	10,350円	20,300円	10,150円	20,500円	10,250円	20,000円	8,600円	20,000円	8,600円
D12	270,000円以上280,000円未満	32,500円	16,250円	31,900円	15,950円	21,600円	10,800円	21,200円	10,600円	21,400円	10,700円	21,000円	8,650円	21,000円	8,650円
D13	280,000円以上290,000円未満	34,200円	17,100円	33,600円	16,800円	21,800円	10,900円	21,400円	10,700円	21,600円	10,800円	21,300円	8,750円	21,300円	8,750円
D14	290,000円以上300,000円未満	35,700円	17,850円	35,000円	17,500円	22,000円	11,000円	21,600円	10,800円	21,800円	10,900円	21,500円	8,850円	21,500円	8,850円
D15	300,000円以上310,000円未満	37,200円	18,600円	36,500円	18,250円	22,200円	11,100円	21,800円	10,900円	22,000円	11,000円	21,700円	8,900円	21,700円	8,900円
D16	310,000円以上320,000円未満	38,500円	19,250円	37,800円	18,900円	22,400円	11,200円	22,000円	11,000円	22,200円	11,100円	22,000円	8,950円	22,000円	8,950円
D17	320,000円以上330,000円未満	40,000円	20,000円	39,300円	19,650円	22,600円	11,300円	22,200円	11,100円	22,400円	11,200円	22,200円	9,000円	22,200円	9,000円
D18	330,000円以上370,000円未満	43,400円	21,700円	42,600円	21,300円	22,800円	11,400円	22,400円	11,200円	22,600円	11,300円	22,400円	9,050円	22,400円	9,050円
D19	370,000円以上400,000円未満	48,900円	24,450円	48,000円	24,000円	23,000円	11,500円	22,600円	11,300円	22,800円	11,400円	22,600円	9,100円	22,600円	9,100円
D20	400,000円以上470,000円未満	53,700円	26,850円	52,700円	26,350円	23,200円	11,600円	22,800円	11,400円	23,000円	11,500円	22,800円	9,150円	22,800円	9,150円
D21	470,000円以上540,000円未満	57,500円	28,750円	56,500円	28,250円	23,700円	11,850円	23,200円	11,600円	23,400円	11,700円	23,200円	9,200円	23,200円	9,200円
D22	540,000円以上650,000円未満	61,800円	30,900円	60,700円	30,350円	24,200円	12,100円	23,700円	11,850円	24,000円	12,000円	23,800円	9,250円	23,800円	9,250円
D23	650,000円以上760,000円未満	66,100円	33,050円	64,900円	32,450円	25,900円	12,950円	25,400円	12,700円	25,700円	12,800円	25,500円	9,300円	25,500円	9,300円
D24	760,000円以上870,000円未満	70,400円	35,200円	69,200円	34,600円	27,600円	13,800円	27,100円	13,550円	27,400円	13,700円	27,200円	9,350円	27,200円	9,350円
D25	870,000円以上	74,700円	37,350円	73,400円	36,700円	29,300円	14,650円	28,800円	14,400円	29,100円	14,500円	28,900円	9,400円	28,900円	9,400円

※ 生活保護世帯等とは、生活保護法による保護を受けている世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する法律に規定する世帯をいう。

夜間保育所(エイビイシイ保育園)基本保育料表

- ① 第1子・第2子の数え方
 - 区(市町村)税所得割額が16万円未満の場合:生計を一にする兄弟姉から数えた順番です。
 - 区(市町村)税所得割額が16万円以上の場合:同じ世帯で保育園・子ども園等に在籍する未就学児の兄弟から数えた順番です。
- ② この表における年齢は、年度当初のクラス年齢です。年度途中にお誕生日を迎えても保育料の変更はありません。
- ③ 延長保育料については、直接園にお尋ねください。

階 層 区 分	各月初日の在籍児童の属する世帯の 特別区民税の額(A階層を除く)	0歳児～2歳児				3歳児				4歳児及び5歳児			
		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間	
		第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子
A	生活保護世帯等 ※	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	特別区民税非課税	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
C1	特別区民税均等割のみ課税	1,900円	950円	1,800円	900円	1,500円	750円	1,400円	700円	1,500円	750円	1,400円	700円
C2	1円以上5,000円未満	2,500円	1,250円	2,400円	1,200円	2,300円	1,150円	2,200円	1,100円	2,300円	1,150円	2,200円	1,100円
C3	5,000円以上50,000円未満	3,200円	1,600円	3,100円	1,550円	3,100円	1,550円	3,000円	1,500円	3,000円	1,500円	2,900円	1,450円
D1	50,000円以上53,000円未満	7,000円	3,500円	6,800円	3,400円	6,600円	3,300円	6,400円	3,200円	6,600円	3,300円	6,400円	3,200円
D2	53,000円以上70,000円未満	8,700円	4,350円	8,500円	4,250円	8,600円	4,300円	8,400円	4,200円	8,500円	4,250円	8,300円	4,150円
D3	70,000円以上86,000円未満	9,800円	4,900円	9,600円	4,800円	9,700円	4,850円	9,500円	4,750円	9,600円	4,800円	9,400円	4,700円
D4	86,000円以上123,000円未満	16,100円	8,050円	15,800円	7,900円	12,800円	6,400円	12,500円	6,250円	12,700円	6,350円	12,400円	6,200円
D5	123,000円以上160,000円未満	20,000円	10,000円	19,600円	9,800円	15,000円	7,500円	14,700円	7,350円	14,900円	7,450円	14,600円	7,300円
D6	160,000円以上185,000円未満	22,500円	11,250円	22,100円	11,050円	16,900円	8,450円	16,600円	8,300円	16,700円	8,350円	16,400円	8,200円
D7	185,000円以上210,000円未満	24,700円	12,350円	24,200円	12,100円	18,600円	9,300円	18,200円	9,100円	18,500円	9,250円	18,100円	9,050円
D8	210,000円以上220,000円未満	26,700円	13,350円	26,200円	13,100円	20,100円	10,050円	19,700円	9,850円	19,900円	9,950円	19,500円	9,750円
D9	220,000円以上240,000円未満	28,800円	14,400円	28,300円	14,150円	21,500円	10,750円	21,100円	10,550円	20,100円	10,050円	19,700円	9,850円
D10	240,000円以上260,000円未満	30,600円	15,300円	30,000円	15,000円	23,000円	11,500円	22,600円	11,300円	20,300円	10,150円	19,900円	9,950円
D11	260,000円以上270,000円未満	32,500円	16,250円	31,900円	15,950円	24,400円	12,200円	23,900円	11,950円	20,500円	10,250円	20,100円	10,050円
D12	270,000円以上280,000円未満	34,000円	17,000円	33,400円	16,700円	25,500円	12,750円	25,000円	12,500円	20,700円	10,350円	20,300円	10,150円
D13	280,000円以上290,000円未満	35,800円	17,900円	35,100円	17,550円	25,800円	12,900円	25,300円	12,650円	20,900円	10,450円	20,500円	10,250円
D14	290,000円以上300,000円未満	37,400円	18,700円	36,700円	18,350円	26,100円	13,050円	25,600円	12,800円	21,100円	10,550円	20,700円	10,350円
D15	300,000円以上310,000円未満	39,000円	19,500円	38,300円	19,150円	26,400円	13,200円	25,900円	12,950円	21,300円	10,650円	20,900円	10,450円
D16	310,000円以上320,000円未満	40,300円	20,150円	39,600円	19,800円	26,700円	13,350円	26,200円	13,100円	21,500円	10,750円	21,100円	10,550円
D17	320,000円以上330,000円未満	41,900円	20,950円	41,100円	20,550円	27,000円	13,500円	26,500円	13,250円	21,700円	10,850円	21,300円	10,650円
D18	330,000円以上370,000円未満	45,500円	22,750円	44,700円	22,350円	27,300円	13,650円	26,800円	13,400円	21,900円	10,950円	21,500円	10,750円
D19	370,000円以上400,000円未満	51,200円	25,600円	50,300円	25,150円	27,600円	13,800円	27,100円	13,550円	22,100円	11,050円	21,700円	10,850円
D20	400,000円以上470,000円未満	56,300円	28,150円	55,300円	27,650円	27,900円	13,950円	27,400円	13,700円	22,300円	11,150円	21,900円	10,950円
D21	470,000円以上540,000円未満	60,300円	30,150円	59,200円	29,600円	28,200円	14,100円	27,700円	13,850円	22,500円	11,250円	22,100円	11,050円
D22	540,000円以上650,000円未満	64,800円	32,400円	63,600円	31,800円	28,700円	14,350円	28,200円	14,100円	22,700円	11,350円	22,300円	11,150円
D23	650,000円以上760,000円未満	69,300円	34,650円	68,100円	34,050円	30,700円	15,350円	30,100円	15,050円	24,300円	12,150円	23,800円	11,900円
D24	760,000円以上870,000円未満	73,800円	36,900円	72,500円	36,250円	32,700円	16,350円	32,100円	16,050円	25,900円	12,950円	25,400円	12,700円
D25	870,000円以上	78,300円	39,150円	76,900円	38,450円	34,700円	17,350円	34,100円	17,050円	27,500円	13,750円	27,000円	13,500円

※ 生活保護世帯等とは、生活保護法による保護を受けている世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯をいう。

家庭的保育者・保育ルーム・事業所内保育所(土曜未実施)基本保育料表

*3~5歳児クラスはえどがわ園のみ

① 第1子・第2子の数え方

- 区(市町村)民税所得割額が16万円未満の場合：生計を一にする兄弟から数えた順番です。
 - 区(市町村)民税所得割額が16万円以上の場合：同じ世帯で保育園・子ども園等に在籍する未就学児の兄弟から数えた順番です。
- ② この表における年齢は、年度当初のクラス年齢です。年度途中にお誕生日を迎えても保育料の変更はありません。
- ③ 保育ルームの延長保育料については、延長保育料のパンフレット(保育ルーム)をご覧ください。
- ④ 土曜保育を実施する事業所内保育所の保育料については、『平成29年度 認可保育園・認定こども園(保育園機能)・事業所内保育所(土曜実施) 基本保育料表』をご覧ください。

階層区分	家庭的保育者		保育ルーム・事業所内保育所(土曜未実施)						保育ルームえどがわ園								
	0~2歳児クラス		2歳児クラスまで		3歳児クラス		4歳児クラス以上		3歳児クラス		4歳児クラス以上		3歳児クラス		4歳児クラス以上		
	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	
A	生活保護世帯等 ※		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	特別区民税非課税世帯		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
C01	特別区民税均等割の本の課税世帯		1,000円	500円	1,700円	850円	1,600円	800円	1,050円	800円	1,200円	600円	1,100円	550円	1,200円	600円	1,100円
C02	1円以上 ~ 5,000円未満		1,200円	600円	2,200円	1,100円	2,100円	1,050円	800円	1,050円	1,800円	900円	1,700円	850円	1,800円	900円	1,700円
C03	5,000円以上 ~ 50,000円未満		1,600円	800円	2,800円	1,400円	2,700円	1,350円	800円	1,350円	2,500円	1,250円	2,400円	1,200円	2,400円	1,200円	2,300円
D01	50,000円以上 ~ 53,000円未満		3,400円	1,700円	6,200円	3,100円	6,000円	3,000円	3,000円	3,000円	5,200円	2,600円	5,100円	2,550円	5,200円	2,600円	5,100円
D02	53,000円以上 ~ 70,000円未満		4,200円	2,100円	7,700円	3,850円	7,500円	3,750円	3,750円	6,700円	3,350円	6,500円	3,250円	3,250円	6,600円	3,300円	6,500円
D03	70,000円以上 ~ 86,000円未満		4,800円	2,400円	8,700円	4,350円	8,500円	4,250円	4,250円	8,600円	4,300円	8,400円	4,200円	4,200円	8,500円	4,250円	8,300円
D04	86,000円以上 ~ 123,000円未満		7,800円	3,900円	14,300円	7,150円	14,000円	7,000円	7,000円	10,100円	5,050円	9,900円	4,950円	4,950円	10,000円	5,000円	9,800円
D05	123,000円以上 ~ 160,000円未満		9,800円	4,900円	17,700円	8,850円	17,300円	8,650円	8,650円	11,800円	5,900円	11,500円	5,750円	5,750円	11,700円	5,850円	11,500円
D06	160,000円以上 ~ 185,000円未満		11,000円	5,500円	19,900円	9,950円	19,500円	9,750円	9,750円	13,200円	6,600円	12,900円	6,450円	6,450円	13,200円	6,600円	12,900円
D07	185,000円以上 ~ 210,000円未満		12,000円	6,000円	21,900円	10,950円	21,500円	10,750円	10,750円	14,600円	7,300円	14,300円	7,150円	7,150円	14,600円	7,300円	14,300円
D08	210,000円以上 ~ 220,000円未満		13,000円	6,500円	23,700円	11,850円	23,200円	11,600円	11,600円	15,800円	7,900円	15,500円	7,750円	7,750円	15,700円	7,850円	15,400円
D09	220,000円以上 ~ 240,000円未満		14,000円	7,000円	25,500円	12,750円	25,000円	12,500円	12,500円	16,900円	8,450円	16,600円	8,300円	8,300円	16,900円	8,450円	16,600円
D10	240,000円以上 ~ 260,000円未満		14,900円	7,450円	27,100円	13,550円	26,600円	13,300円	13,300円	18,100円	9,050円	17,700円	8,850円	8,850円	18,000円	9,000円	17,700円
D11	260,000円以上 ~ 270,000円未満		15,800円	7,900円	28,800円	14,400円	28,300円	14,150円	14,150円	19,200円	9,600円	18,800円	9,400円	9,400円	19,200円	9,600円	18,800円
D12	270,000円以上 ~ 280,000円未満		16,600円	8,300円	30,200円	15,100円	29,600円	14,800円	14,800円	20,000円	10,000円	19,600円	9,800円	9,800円	20,000円	10,000円	19,600円
D13	280,000円以上 ~ 290,000円未満		17,400円	8,700円	31,800円	15,900円	31,200円	15,600円	15,600円	20,200円	10,100円	19,800円	9,900円	9,900円	20,200円	10,100円	19,800円
D14	290,000円以上 ~ 300,000円未満		18,200円	9,100円	33,200円	16,600円	32,600円	16,300円	16,300円	20,400円	10,200円	20,000円	10,000円	10,000円	20,400円	10,200円	20,000円
D15	300,000円以上 ~ 310,000円未満		19,100円	9,550円	34,500円	17,250円	33,900円	16,950円	16,950円	20,600円	10,300円	20,200円	10,100円	10,100円	20,600円	10,300円	20,200円
D16	310,000円以上 ~ 320,000円未満		19,700円	9,850円	35,800円	17,900円	35,100円	17,550円	17,550円	20,800円	10,400円	20,400円	10,200円	10,200円	20,800円	10,400円	20,400円
D17	320,000円以上 ~ 330,000円未満		20,400円	10,200円	37,200円	18,600円	36,500円	18,250円	18,250円	21,000円	10,500円	20,600円	10,300円	10,300円	21,000円	10,500円	20,600円
D18	330,000円以上 ~ 370,000円未満		22,100円	11,050円	40,300円	20,150円	39,600円	19,800円	19,800円	21,200円	10,600円	20,800円	10,400円	10,400円	21,200円	10,600円	20,800円
D19	370,000円以上 ~ 400,000円未満		25,100円	12,550円	45,400円	22,700円	44,600円	22,300円	22,300円	21,300円	10,650円	20,900円	10,450円	10,450円	21,300円	10,650円	20,900円
D20	400,000円以上 ~ 470,000円未満		27,400円	13,700円	49,900円	24,950円	49,000円	24,500円	24,500円	21,500円	10,750円	21,100円	10,550円	10,550円	21,500円	10,750円	21,100円
D21	470,000円以上 ~ 540,000円未満		29,400円	14,700円	53,400円	26,700円	52,400円	26,200円	26,200円	22,000円	11,000円	21,600円	10,800円	10,800円	22,000円	11,000円	21,600円
D22	540,000円以上 ~ 650,000円未満		31,500円	15,750円	57,400円	28,700円	56,400円	28,200円	28,200円	22,500円	11,250円	22,100円	11,050円	11,050円	22,500円	11,250円	22,100円
D23	650,000円以上 ~ 760,000円未満		33,800円	16,900円	61,400円	30,700円	60,300円	30,150円	30,150円	24,000円	12,000円	23,500円	11,750円	11,750円	24,000円	12,000円	23,500円
D24	760,000円以上 ~ 870,000円未満		36,000円	18,000円	65,400円	32,700円	64,200円	32,100円	32,100円	25,600円	12,800円	25,100円	12,550円	12,550円	25,600円	12,800円	25,100円
D25	870,000円以上 ~		38,200円	19,100円	69,400円	34,700円	68,200円	34,100円	34,100円	27,200円	13,600円	26,700円	13,350円	13,350円	27,200円	13,600円	26,700円

※ 生活保護世帯等とは、生活保護法による保護を受けている世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯をいう。

認証保育所のご案内

認証保育所は、大都市の多様な保育ニーズに対応するため、東京都が独自に基準を定めて認証した保育施設です。全園で0歳児保育を実施し、13時間以上開所するという特長があります。運営は民間事業者により行われ、保育料は東京都が定めた上限額の範囲内で、各園が設定しています。

現在、新宿区内で運営中の認証保育所は18所（27ページ参照）です。入所は、利用者と運営事業者との直接契約となるため、空き状況の確認（☆）や入所申込みは、直接、希望する施設にご連絡ください。

☆ 毎月1日現在の空き状況は、新宿区ホームページでご覧になれます。（5日頃更新）

認証保育所の保育料助成のご案内

区では、認証保育所に通うお子さんの保育料を支払う保護者の方に、保育料を助成しています（31年度まで。32年度以降の実施は、待機児童等の状況を踏まえて検討する予定）。申請は年度（4月～翌年3月）ごとに必要です。前年度から引き続き在籍する場合も、あらためて申請してください。詳しくは、新宿区ホームページでご案内しています。

1 助成の対象

認証保育所を利用し、次の①～⑥の全てに該当する方

- ① 利用月の1日に新宿区に住民登録があること。
- ② 利用月の1日に月極契約で在籍していること。
- ③ 月160時間以上の利用契約があること。
- ④ 他の保育園、子ども園、幼稚園等に在籍していないこと。
- ⑤ 月極の基本保育料を支払っていること。
- ⑥ 住民税額（区市町村民税所得割課税額）（☆）の父母合計額（ひとり親の場合は1人分）が54万円未満であること。

（☆） 「新宿区認可保育園の保育料」を算定する際の住民税額で、住宅借入金等特別控除等の税額控除は適用しない等、区で再計算する税額です。

2 助成金額

①一部助成 月額4万円（現に支払っている保育料を上限とします。）

②全額助成（☆） 月額基本保育料の全額（入園料、延長保育料等を除く）

☆ 全額助成は、多子世帯やひとり親世帯等のうち、一定の要件を満たした世帯の場合です。詳しい要件については、次のページの表1でご確認ください。

3 申請方法

在籍する園からお配りする申請書（☆）に記入・捺印し、必要書類を添付して保育指導課給付係へ郵送または直接、お持ちください。

☆ 申請書は、保育指導課給付係（区役所本庁舎2階14番窓口）でも配付しているほか、新宿区ホームページからも取り出せます。

☆ 助成は、必要事項が全て記入され、必要書類が添付された申請書を受領した月から始まります。郵送の場合は、余裕をもって投函してください。

4 申請書の提出期限

入所した月から助成を受けるには、入所月の末日（3月は15日。末日が閉庁日の場合は翌開庁日）が締切です。

平成29年4月1日に在籍の方は5月1日必着です。

5 助成金の支払い

申請者が指定した口座に振り込みます。

住民税額要件 確認年度	平成28年度住民税額		平成29年度住民税額	
助成月	4月～6月	7月・8月	9月～12月	1月～3月
支払	7月末日	9月末日	1月末日	4月末日

(表1) 平成29年度 認証保育所保護者負担軽減助成金一覧

子どもの数	保育の必要性	A、B、C1～C3、D1～D5 (注)	D6～D21 (注)	D22～D25 (注)
		住民税額が16万円未満	住民税額が16万円以上54万円未満	住民税額が54万円以上
第1子	問わない	4万円	4万円	対象外
第2子	なし			
	あり	全額助成 (きょうだいを数える範囲：限定なし)	4万円	対象外
第3子目以降	なし	4万円	全額助成 (きょうだいを数える範囲：就学前のみ)	全額助成 (きょうだいを数える範囲：就学前のみ)
	あり	全額助成 (きょうだいを数える範囲：限定なし)	全額助成 (きょうだいを数える範囲：限定なし)	全額助成 (きょうだいを数える範囲：就学前のみ)

注 新宿区認可保育園・認定こども園（2号・3号認定利用）基本保育料階層区分

お問合せ先

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1（新宿区役所本庁舎2階14番窓口）

子ども家庭部保育指導課給付係 電話 03-5273-4584(直通)

新宿区内認証保育所一覧

平成29年4月1日現在

	施設名称	所在地	電話	FAX	定員	運営事業者	開設年月
1	アスク 飯田橋保育園	神楽河岸1-1 セントラルプラザ3階	3260-5697	3260-5698	58名	(株)日本保育サービス	H16年11月
2	アスク 高田馬場保育園	高田馬場2-16-11 高田馬場216ビル2階	5285-2600	3209-0196	39名	(株)日本保育サービス	H15年6月
3	アスク 西新宿保育園	西新宿6-20-7 コンシェルシア西新宿タワーズ ウェスト1階	5320-8028	5320-8029	35名	(株)日本保育サービス	H21年12月
4	エデュケアセンター・新宿	富久町13-1 ローレルコート 新宿タワータウンフォーラム2階	5363-1015	5363-1015	27名	(株)パソナフォスター	H15年1月
5	北新宿雲母保育園	北新宿3-2-1 1階	5937-4347	5937-4348	40名	(株)モード・プランニング・ ジャパン	H21年2月
6	キッズパオ高田馬場 あおぞら園	高田馬場4-23-28 ヒルズ石田1階	6908-8140	6908-8140	30名	(株)マミーズファミリー	H22年12月
7	ケンパ若松河田	若松町33-1 リエール若松町1F	6681-4645	6681-4645	25名	NPO法人 ケンパ・ラーニング・ コミュニティ協会	H21年3月
8	コスモス保育園	大久保2-4-1 ヴィルラフィネ東新宿1階	3208-8506	3208-8506	26名	NPO法人 心豊かな子どもを育てる会	H24年11月
9	ソラスト神楽坂	改代町26-1 三田村ビル1階	5206-7317	5206-7318	40名	(株)ソラスト	H15年7月
10	ぴっころきつず 西早稲田	高田馬場2-1-2 TOHMA高田馬場2階	3209-2267	3209-2267	37名	(株)プライムツワン	H25年2月
11	フロンティアキッズ 河田町	河田町3-29 プラウドフラット新宿河田町1階	5379-1680	5379-1680	27名	(株)フューチャー フロンティアーズ	H21年12月
12	フロンティアキッズ 新宿	新宿6-27-56 新宿スクエアビル2階	3208-2744	3208-2744	38名	(株)フューチャー フロンティアーズ	H23年12月
13	ぼけっとランド信濃町	信濃町8 外苑北SRCビル2F	5368-0521	5368-0534	40名	学校法人 三幸学園	H24年3月
14	ほっぺるランド 早稲田鶴巻町	早稲田鶴巻町575-1 早稲田 鶴巻町パークホームズ1階	3235-5008	3235-5009	50名	(株)テノコーポレーション	H22年12月
15	ぼっぼのいえほいくえん	新宿区下落合1-16-7 東京三協信用金庫下落合ビル	3950-2060	3951-5665	40名	NPO法人 鳩の会 ぼっぼのいえほいくえん	H23年3月
16	ポピンズナーサリー スクール早稲田	西早稲田1-1-7 早稲田大学28号館2階	5155-2168	5155-2169	60名	(株)ポピンズ	H19年2月
17	メリーポピンズ 神楽坂ルーム	榎町72 フォートリス早稲田1F	3267-1366	3267-1366	25名	(株)ゴーエスト	H23年3月
18	ルーチェ保育園	西新宿7-18-1 TOMOEビル2階	5937-5581	3364-1106	30名	(株)ルーチェ	H21年12月

認可外保育施設の保育料助成を始めます

区では、認可保育園等の0歳児～2歳児クラスへの入園が不承諾となったお子さんが入園を待機する間、認可外保育施設（対象施設要件あり）を利用する際の保育料の一部助成を平成29年度から新たに開始します（平成31年度までの予定）。詳しくは新宿区ホームページでご案内しています。

1 対象施設

- ・認可外保育施設指導監督基準を満たし、その旨の証明を東京都から発行されている施設（東京都ホームページで確認できます。）

※都から証明書の返還を求められた場合は、助成対象施設ではなくなります。ご注意ください。

2 助成の対象

認可外保育施設を利用し、次の①～⑩の全てに該当する方

- ① 利用月の1日に新宿区に住民登録があること
- ② 利用月の1日に月極契約で在籍していること
- ③ 月160時間以上の利用契約があること
- ④ 他の教育・保育施設等を利用していないこと
- ⑤ 月極の基本保育料を支払っていること
- ⑥ 認可保育園等の入園申し込みが不承諾となり、上記の対象施設の0歳児～2歳児クラスを利用していること
- ⑦ 希望する認可保育園等の入園内定を辞退しないこと
- ⑧ 入園を申し込んでいる認可保育園等が3園以上（※）であること

（※）2園以下の方は、5月10日までに保育課入園・認定係へ希望園変更届を出してください。
5月10日までに希望園変更の手続きが完了した場合には、4月又は5月に遡って3園以上であったものとみなします。

- ⑨ 認可保育園等の利用調整の対象であること
- ⑩ 住民税額（区市町村民税所得割課税額）（☆）の父母合計額が54万円未満であること。

（☆）「新宿区認可保育園の保育料」を算定する際の住民税額で、住宅借入金等特別控除等の税額控除は適用しない等、区で再計算する税額です。

3 助成金額 月額4万円（現に支払っている保育料を上限とします。）

4 申請方法

申請書に記入・捺印し、必要書類を添付して区に持参又は郵送してください。

※申請書は保育指導課給付係（区役所本庁舎2階14番窓口）で配付しています。新宿区ホームページからも取り出せます。

5 申請書の提出期限 平成30年3月15日（必着）まで

月末までに受領した分について、翌月末までに交付の可否をお知らせします。

交付要件を満たす月に遡及して支給します。

6 お支払いについて

助成金を受け取るには、交付決定後、各回請求締切までに請求書等を提出することが必要です。

請求書に納入確認書類（領収書等）を添付して、提出してください。支払日の前月末日までに受領した分について、支払月の末日までに申請者が指定した口座に振り込みます。

	第1回	第2回	第3回	第4回
請求締切	5月末日	8月末日	11月末日	3月末日
支払日	6月末日	9月末日	12月末日	4月末日

申請書配付場所・提出先・問い合わせ

新宿区子ども家庭部保育指導課給付係（本庁舎2階14番窓口） 電話：5273-4584（直通）

入園(転園)申込書【保育施設・地域型保育事業 利用申込書】

月入園(転園)希望

平成 年 月 日

新宿区長 あて

申込者 住所：新宿区 町 丁目 番(地) 号 方

自宅電話番号 () 父：携帯電話番号 ()
母：携帯電話番号 ()

保護者氏名 _____

下記の3点に同意の上で、次のとおり、保育施設・地域型保育事業の利用を申込みます。

- * 個人番号の利用により、区が保有する特別区民税の課税情報、生活保護等^{*}、児童扶養手当の受給情報又は障害者関係情報を確認すること。
- * 保育施設・地域型保育事業に申込み状況を提供すること。
- * 虚偽の報告や答弁等をした場合、条例により過料に処することがあること。

入力日(※区記入欄)

入園(転園)を希望する児童は番号を○で囲むこと	入園(転園)を希望する児童の世帯員(同居の親族を含めて記入してください)				クラス	申込種別	H28.1.1	H29.1.1	
	フリガナ		続柄	生年月日			職業、通学先・通園先名等	現在の住所地	現在の住所地
	氏名							()	()
1		父	() 歳 昭・平 年 月 日			<input type="checkbox"/> 新宿区 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 新宿区 <input type="checkbox"/> その他 ()		
2		母	() 歳 昭・平 年 月 日			<input type="checkbox"/> 新宿区 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 新宿区 <input type="checkbox"/> その他 ()		
3		子 (男・女)	() 歳 昭・平 年 月 日		入園・転園	受付番号(※区記入欄)			
4		子 (男・女)	() 歳 昭・平 年 月 日		入園・転園	※			
5			() 歳 昭・平 年 月 日						
6			() 歳 昭・平 年 月 日						
7			() 歳 昭・平 年 月 日						

生活保護受給世帯 非該当 該当 (平成 年 月 日から受給開始)

ひとり親の場合 死別・離婚・調停中・未婚・その他() 年 月 から
養育費 有(月額 円)・無 児童扶養手当受給 有・無・手続中

希望園(第11希望以上ある場合は、別紙に記入)

転園希望理由

希望園	希望園	希望園	希望園	希望園	希望園	希望園	希望園
1	保育園 子ども園	6	保育園 子ども園	理由:			
2	保育園 子ども園	7	保育園 子ども園			
3	保育園 子ども園	8	保育園 子ども園			
4	保育園 子ども園	9	保育園 子ども園	注 意 事 項 お子さんの送迎を考慮し、通える範囲で記入してください。 (記入された保育施設・地域型保育事業に対して利用調整を行います。)			
5	保育園 子ども園	10	保育園 子ども園				

保育を必要とする期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日・小学校就学始期まで

※「生活保護等」とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付をいう。

家 庭 状 況 票 1

この家庭状況票は、保育の必要性の確認及び利用調整を決定する際の資料となりますので、該当事項は事実に基づき正確に記入してください。また、必要に応じて証明書等の提出をお願いいたしますのでご了承ください。

		父 の 状 況	母 の 状 況
就 労 (予 定) の 場 合	就 労 形 態 (該 当 に ○ 印)	居宅外勤務(常勤・パート・その他)、居宅内勤務(自営・在宅勤務) 求職(内定・未定)、その他()	居宅外勤務(常勤・パート・その他)、居宅内勤務(自営・在宅勤務) 求職(内定・未定)、その他()
	勤 務 (予 定) 先 名 (受 注 先)		
	所 在 地		
	電 話 番 号	()	()
	仕 事 の 内 容		
	就 労 時 間 ・ 曜 日 ・ 日 数 ※ 就 労 (予 定) 証 明 書 と 就 労 時 間 ・ 曜 日 等 が 異 な る 場 合 は 理 由 を 記 入	_____ : _____ ~ _____ : _____ (月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日) 1 日 平 均 _____ 時 間 週 平 均 _____ 日 間 (理 由) _____ _____	_____ : _____ ~ _____ : _____ (月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日) 1 日 平 均 _____ 時 間 週 平 均 _____ 日 間 (理 由) _____ _____
	自 営 の 方	使 用 人 有 () 人 ・ 無	使 用 人 有 () 人 ・ 無
	求 職 (未 定 ・ 内 定) の 方	失 業 有 (年 月 日) ・ 無	失 業 有 (年 月 日) ・ 無
産 休 育 休 中 の 方	産 休 ・ 育 休 後 職 場 復 帰 平 成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 予 定		
就 労 以 外 の 場 合	出 産	出 産 (予 定) 日 : 平 成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (母 子 手 帳 の 写 を 添 付)	
	心 身 障 害	障 害 名 () 身 体 障 害 者 手 帳 () 級 ・ 愛 の 手 帳 () 度 ・ 精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳 () 級	障 害 名 () 身 体 障 害 者 手 帳 () 級 ・ 愛 の 手 帳 () 度 ・ 精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳 () 級
	疾 病	病 名 () 診 断 書 添 付 病 院 名 () _____ 年 _____ 月 から 通 院 ・ 入 院 ・ 入 院 予 定 療 養 予 定 期 間 約 _____ カ 月 間	病 名 () 診 断 書 添 付 病 院 名 () _____ 年 _____ 月 から 通 院 ・ 入 院 ・ 入 院 予 定 療 養 予 定 期 間 約 _____ カ 月 間
	同 居 親 族 の 看 護 ・ 介 護	対 象 者 名 () 続 柄 () _____ 歳 看 護 ・ 介 護 開 始 _____ 年 _____ 月 から 病 名 () 診 断 書 添 付 手 帳 無 ・ 有 (_____ 手 帳 _____ 級 ・ 度) 療 養 場 所 : 自 宅 ・ 病 院 等 (施 設 名 _____) 看 護 ・ 介 護 日 数 毎 日 ・ 週 () 日 間 _____ : _____ ~ _____ : _____	
	就 学 技 能 習 得 日 本 語 学 校	学 校 名 () _____ 年 _____ 月 入 学 _____ 年 制 の _____ 年 次 在 学 中 受 講 日 週 _____ 日 間 _____ : _____ ~ _____ : _____ ※ 入 学 ・ 在 学 証 明 書 ・ カ リ キ ュ ラ ム 添 付	学 校 名 () _____ 年 _____ 月 入 学 _____ 年 制 の _____ 年 次 在 学 中 受 講 日 週 _____ 日 間 _____ : _____ ~ _____ : _____ ※ 入 学 ・ 在 学 証 明 書 ・ カ リ キ ュ ラ ム 添 付
	そ の 他		
希 望 す る 保 育 必 要 量	<input type="checkbox"/> 保 育 短 時 間 (基 本 開 所 時 間 の 内 、 最 長 8 時 間 (9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0) ま で の 利 用 に 対 応) <input type="checkbox"/> 保 育 標 準 時 間 (基 本 開 所 時 間 の 内 、 最 長 1 1 時 間 ま で の 利 用 に 対 応)		
延 長 保 育 の 希 望	<input type="checkbox"/> 希 望 し な い ・ <input type="checkbox"/> 希 望 す る (別 途 申 込 み が 必 要 に な り ま す) ※ 延 長 保 育 に は 定 員 が あ る た め 、 希 望 の と お り に 利 用 で き な い 場 合 が あ り ま す 。		

家 庭 状 況 票 2

入園（転園）希望児童の状況	氏名		認定区分※	<input type="checkbox"/> 2号(満3歳以上の場合) <input type="checkbox"/> 3号(満3歳未満の場合)	
	保育状況	1 自宅で 父・母・祖父母・() が保育している。 2 預けている。預け先() 保育料月 _____円 _____:_____~_____:_____ 週 _____日 3 同伴就労、その他()			
	健康状態	1 現在、継続的に通院治療等をしていますか？ (無 ・ 有 → _____ 病院) アレルギー(アトピー性皮膚炎等)・ひきつけ・ぜん息・その他() ▶投薬・塗薬〔1日 _____回→朝・昼・夕 / 症状: _____〕 2 お子さんの発育面で気になることがありますか？ (無 ・ 有) 運動面() 言葉() 生活[排泄や食事等]() 身体() 視力について() 聴力について() 3 相談している施設はありますか？【 無 ・ 有 → 子ども総合センター・保健センター・その他() 】 4 手帳(障害者手帳・愛の手帳)の交付はされていますか？ (無 ・ 有 → _____級・_____度) <small>※「有」の場合は、手帳のコピーを添付してください。</small>			
入園（転園）希望児童の状況	氏名		認定区分※	<input type="checkbox"/> 2号(満3歳以上の場合) <input type="checkbox"/> 3号(満3歳未満の場合)	
	保育状況	1 自宅で 父・母・祖父母・() が保育している。 2 預けている。預け先() 保育料月 _____円 _____:_____~_____:_____ 週 _____日 3 同伴就労、その他()			
	健康状態	1 現在、継続的に通院治療等をしていますか？ (無 ・ 有 → _____ 病院) アレルギー(アトピー性皮膚炎等)・ひきつけ・ぜん息・その他() ▶投薬・塗薬〔1日 _____回→朝・昼・夕 / 症状: _____〕 2 お子さんの発育面で気になることがありますか？ (無 ・ 有) 運動面() 言葉() 生活[排泄や食事等]() 身体() 視力について() 聴力について() 3 相談している施設はありますか？【 無 ・ 有 → 子ども総合センター・保健センター・その他() 】 4 手帳(障害者手帳・愛の手帳)の交付はされていますか？ (無 ・ 有 → _____級・_____度) <small>※「有」の場合は、手帳のコピーを添付してください。</small>			
祖父母の状況	氏 名		年 齢	住 所	就労状況・健康状態
	父 方	祖父	歳		
		祖母	歳		
	母 方	祖父	歳		
祖母		歳			
確認事項	◆園の送迎 送る方(父 ・ 母 ・ 他 _____) / 迎えに来る方(父 ・ 母 ・ 他 _____)				
	◆入園後の慣らし期間の対応者 父 ・ 母 ・ 他 (_____)				

※ 認定区分の欄は、保育園・子ども園等の入園希望月初日に該当する区分に☑してください。

児童状況票 (年 月 日記入)

※ 3歳未満のお子さんは全ての項目を記入、3歳以上の
お子さんは■印のみをご記入ください。

※ 3人以上申込みの場合は、コピーして記入してください。

	申込児童名①	申込児童名②
	現在の年齢 才 ヶ月	現在の年齢 才 ヶ月
	現在の身長 m cm	現在の身長 m cm
	現在の体重 kg g	現在の体重 kg g
①生まれたときの状況は	正常・帝王切開・吸引・仮死	正常・帝王切開・吸引・仮死
■②生まれたときの体重は	g	g
③生まれたのは妊娠第何週でしたか	週	週
④保育器に入りましたか	いいえ・はい (日間)	いいえ・はい (日間)
⑤首がすわったのは	() か月 ・ まだ	() か月 ・ まだ
⑥音や声のする方を向きますか	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
⑦目で動くものを追いますか	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
⑧あやすとよく笑いますか	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
⑨ハイハイができるようになったのはいつ頃ですか	() か月 ・ まだ	() か月 ・ まだ
⑩話しはじめ (ママ・ブーブー等) はいつ頃ですか	() か月 ・ まだ	() か月 ・ まだ
■⑪大人の言うことがわかりますか	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
■⑫歩きはじめはいつ頃ですか	() か月 ・ まだ	() か月 ・ まだ
■⑬スプーンやフォークを使って自分で食べますか	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
■⑭走ることができますか	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
■⑮二語文 (ワンワンキタ、マンマチョウダイ) などが言えますか	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
■⑯排泄を (した後)、言葉やしぐさで教えますか	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
■⑰最近受けた健康診断の結果はどうでしたか	(月) か月 ・ 才児健診 良好 ・ 指摘あり	(月) か月 ・ 才児健診 良好 ・ 指摘あり
※「指摘あり」の場合は、内容を記入してください		
■⑱発達や慢性の病気で、病院や施設に通っていますか	いいえ ・ はい	いいえ ・ はい
※「はい」の場合は、病気・障害名および病院・施設名を記入してください	病気・障害名 病院・施設名	病気・障害名 病院・施設名
■⑲アレルギー・アトピー等がありますか	ない ・ ある	ない ・ ある
※「ある」の場合は、症状や除去食を記入してください アレルギーテストの結果を提出してください	症状 除去食	症状 除去食
■⑳入園にあたり、健康上・発達上気になることが ありましたら記入してください		

エントリーシート（平成29年度用）

※転入予定者兼用

H29.3改訂

*下記項目をお読みいただき、確認欄のチェック☐及び必要事項に記入の上、署名欄に署名をお願いします。

		確認欄	
①	利用調整の方法（指数のしくみなど）はご理解いただけましたか。	<input type="checkbox"/>	
②	希望園は <u>入りたい順番・通える範囲</u> で書いてありますか（11か所以上希望することも可能です。別紙や欄外等に記入してください。また、希望園の変更は締切日まで可能です）。	<input type="checkbox"/>	
③	保護者のうち、新宿区に住民登録のない方（転入されない方）はいらっしゃいますか。住民登録のない方（転入されない方）がいる場合、利用調整の際に不利になる場合があります。	い る <input type="checkbox"/>	い ない <input type="checkbox"/>
④	入園できなかった場合は、どのような対応を検討していますか。 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設を利用して就労する <input type="checkbox"/> 育児休業を延長する <input type="checkbox"/> 申込みを取下げ <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）		
⑤	内定後、入園（転園）月前月中に健康診断を受けられない場合や、健康診断の結果によっては内定が取消しになる場合があります。また、入園は各月1日からです。途中入園はありません。	<input type="checkbox"/>	
⑥	入園内定を辞退した場合、翌月以降の申込みを継続しているものとみなせません。再度、保育園・子ども園等の入園を希望する場合は、改めて入園申込書等の一式の提出が必要です。	<input type="checkbox"/>	
⑦	書類不備の場合は利用調整を行いません。利用調整は、締切日までに提出された書類によることを原則としています。締切日後に提出された書類は、次の利用調整に反映します。	<input type="checkbox"/>	
⑧	申込み後、家庭状況（住所、家族構成、仕事の状況（退職・転職等）、妊娠・出産、1か月以上の休園等）が変わった場合は、至急ご連絡ください。 申込内容と事実が異なる場合や、変更が生じたにもかかわらずご連絡がない場合、内定や決定を取り消すことがあります。また、在園中の方は保育の必要性がなくなった場合、退園していただきます。	<input type="checkbox"/>	
⑨	入園（転園）後の慣らし期間や0歳児クラスの保育時間、保育園等の開所時間はご理解いただけましたか。	<input type="checkbox"/>	
⑩	入園（転園）後に新宿区外へ転出した場合、継続して新宿区の保育園・子ども園等に通園できるのは、原則年度末までとなります。なお、保育ルーム・家庭的保育者（保育ママ）に継続して通園できるのは、転出した月の末日までとなります。	<input type="checkbox"/>	
⑪	保育園・子ども園、保育ルーム・事業所内保育所は完全給食です。家庭的保育者（保育ママ）を利用する場合、食事は現品持参です。	<input type="checkbox"/>	
⑫	職場やご家庭を電話や訪問などして、保育を必要とする状況等を確認することがあります。	<input type="checkbox"/>	
⑬	虚偽の申込みをした場合は、保育園等の内定・決定を無効とします。	<input type="checkbox"/>	
⑭	休園は年度内に1回、最長2か月間を限度とします。ただし、休園中も保育料がかかります（保育料の日割り計算はいたしません）。	<input type="checkbox"/>	
⑮	お子さんが1か月以上入院するとき等は、保育料をいただかない場合があります。事前に入園・認定係までご連絡ください。	<input type="checkbox"/>	
⑯	保育料の決定方法はご理解いただけましたか。お支払いは月単位です。月の途中に退園しても、保育料は1か月分いただきます。また、お支払は原則として口座振替となります。	<input type="checkbox"/>	
⑰	入園後、保育料の滞納がある場合は、自宅・在籍園・勤務先・祖父母等に、電話や訪問による確認を行うことがあります。	<input type="checkbox"/>	
⑱	新宿区では待機児童解消対策として、認証保育所等の設置にも努めています。それらの施設が円滑に利用されることを目的として、認可保育園・認定こども園の利用が決まった場合に、保護者の方の同意を得て認証保育所等にその旨を通知します。	<input type="checkbox"/>	

裏面もご確認ください

⑱ 出産要件以外で申込みをする場合

第2子以降のお子さんを妊娠している、または出産の予定がありますか。出産予定月によっては、入園内定や決定の取消し、もしくは再選考となる場合があります。

【出産予定：□なし ・ □あり ⇒ 出産予定日：平成 年 月 日】

⑳ 育児休業中の方

入園（転園）が決まった場合は、取得されている育児休業期間にかかわらず、「復職に関する申立書」のとおりに、入園月の末日までに必ず職場復帰していただきます（やむを得ない場合は入園月の翌月1日まで）。

元の職場に復職できない場合や規定以上の育児時間を取得される場合、復職後に継続して就労できなくなった場合は、内定取消しとなる場合があります。

㉑ 転園を希望する方

希望先に転園が決定した場合、元の園に戻ることはできません（辞退はできません）。また、現在延長保育を利用している場合であっても、転園先で延長保育が利用できない場合があります。

㉒ きょうだい同時に申込みをする方（きょうだい組合せシート）

きょうだい同時申込みの場合、以下①②③④いずれの形を希望しますか。希望する項目に☑チェックしてください。

- ① 同時に全員が同じ保育園等に入園できる場合のみ希望する。それ以外の入園は辞退する。
- ② 同時に全員が入園できれば、別々の保育園等になってもよい。1人だけの場合は辞退する。
- ③ 1人だけでも入園を希望して、他の児童は空き待ちをする。
※就労要件で、1人だけでも入園した場合は、仕事を開始していただくことになります。
- ④ その他（ ）

上記②～④を希望する場合、組み合わせをご記入ください。「大久保第一保育園」→「大一」などの略称で構いません。3人以上申込みの場合や、表の中に書き切れない場合には、別紙に記入してください。

記入例

児童名(クラス)	1希望	2希望	3希望	4希望	5希望	6希望	7希望
タロウ (3)	同時	A園	B園	A園	—	B園	—
ジロウ (0)	同園	B園	A園	—	A園	—	B園

児童名(クラス)	1希望	2希望	3希望	4希望	5希望	6希望	7希望	8希望	9希望
()									
()									

㉓ 通勤経路と所要時間（第一希望園への入園を想定の上、通常使用している通勤経路と所要時間を記載してください（インターネット等の乗換案内情報の添付でも可））

<p>記入例</p> <p>所要時間 約 45 分</p>	<p>父</p> <p>勤務先</p> <p>保育園等</p> <p>所要時間 約 分</p>	<p>母</p> <p>勤務先</p> <p>保育園等</p> <p>所要時間 約 分</p>
-------------------------------	---	---

◆自由記入欄 家庭状況等について、窓口で話しにくいことや利用調整で発表してほしいことがありましたらご記入ください。（別紙に記入したものを添付してもかまいません）

入園（転園）申込みにあたり、本書の各事項を確認しました。

年 月 日

保護者氏名

／申込児童氏名

(. . 生)

(. . 生)

保育園等に関する留意事項について

平成29年3月現在

※ 希望園に下記の園を含む場合は、確認欄にチェックの上、署名欄に署名をお願いします。

区立保育園	【富久町保育園・早稲田南町保育園分園】 ■富久町保育園は、社会福祉法人が運営する公設民営の保育園です。また、早稲田南町保育園分園は、株式会社が運営する公設民営の保育園です。	確認欄 <input type="checkbox"/>
	【東五軒町保育園】 ■東五軒町保育園は、年齢により園舎を分けて保育します。	<input type="checkbox"/>

私立保育園	【エイビイシイ保育園】 ■エイビイシイ保育園は、夜間保育園です。原則、保護者が夜間保育所の開所日に週3日以上かつ午後4時以降に5時間以上の就労等を常態としている場合に限り、申込みが可能です。また、年齢により園舎を分けて保育します(園舎については、入園後に園長が決定します。) 【本園】:大久保2-11-5 【分園】:大久保2-16-1	<input type="checkbox"/>
	【新宿成子坂愛育園】 ■新宿成子坂愛育園は、隣接する東京医科大学病院で、建物の解体工事・新築工事が実施されています(工事終了時期未定)。	<input type="checkbox"/>
	【にじいろ保育園高田馬場西】 ■にじいろ保育園高田馬場西は、3歳児クラスまでの保育園です。4歳児クラスに進級する場合は、にじいろ保育園高田馬場東(高田馬場1-16-26)でお子さんを保育します。	<input type="checkbox"/>
	【にじいろ保育園高田馬場南】 ■にじいろ保育園高田馬場南は、 <u>0歳児から3歳児のクラス設定</u> の認可保育園です。	<input type="checkbox"/>
	【ニチイキッズ曙橋保育園】 ■ニチイキッズ曙橋保育園は、年齢により園舎を分けて保育します。 【0～2歳児】:市谷台町1-3 モデラト1F 【3～5歳児】:愛住町22 第3山田ビル1F	<input type="checkbox"/>
	【保育所まあむ高田馬場駅前園】 ■保育所まあむ高田馬場駅前園は、 <u>0歳児から2歳児のクラス設定</u> の保育園です。	<input type="checkbox"/>
	【アスク神楽坂保育園】 ■アスク神楽坂保育園は、年齢により園舎を分けて保育します。 【0～1歳児】:矢来町98-1 スキップビル1F 【2～5歳児】:矢来町89-2	<input type="checkbox"/>
【ほっぺるランド新大久保】 ■ほっぺるランド新大久保は、5歳児クラスまでの保育園ですが、3歳児クラスから定員が変更となるため、在園されている全ての方が3歳児以降のクラスに進級できるわけではありません。	<input type="checkbox"/>	

区立・私立子ども園	【区立子ども園・私立子ども園】 ■各区立子ども園及び私立子ども園の4・5歳児クラス(または3～5歳児クラス)は、保育園機能利用と幼稚園機能利用の入園にそれぞれ定員枠があります。入園後に利用する機能(保育園機能利用⇔幼稚園機能利用)の変更を希望する場合は、原則として改めて申込みが必要です。	<input type="checkbox"/>
	【おちごなかい子ども園・柏木子ども園】 ■おちごなかい子ども園、柏木子ども園は、分園方式の子ども園のため、年齢により乳児園舎または幼児園舎で保育します。 ●おちごなかい子ども園 【0～2歳児】:中井1-8-12 【3～5歳児】:上落合3-1-6 ●柏木子ども園 【0～2歳児】:北新宿2-3-7 【3～5歳児】:北新宿2-11-1	<input type="checkbox"/>

裏面もご確認ください

私立子ども園	【私立子ども園 共通】 ■入園内定後に、園と直接、入園契約を結ぶことになり、在園期間中は区と園の両方で関係書類を保管します。また、保育料は区が決定した保育料額を直接、園にお支払いいただきます。	<input type="checkbox"/>
	【富久ソラのこども園ちいさなうちゅう 分園】 ■富久ソラのこども園ちいさなうちゅう分園は、0歳児から3歳児のクラス設定の子ども園です。また、隣接する旧東京厚生年金会館跡地及び園の東側隣地において、内容・時期は未定ですが、建築工事が行われる予定です。	<input type="checkbox"/>

地域型保育事業（保育ルーム・事業所内保育所・家庭的保育者）	【地域型保育事業 共通】 ■各保育ルーム（えどがわ園・早稲田を除く）・事業所内保育所等は、3歳児クラスへの進級先として平成32年4月までに近隣の認可保育園等の中で連携園の設定を予定しています。連携園の設定後は、2歳児クラスまで保育ルーム等をご利用いただき、3歳児クラスからは連携先の認可保育園等に進級することになります。	<input type="checkbox"/>
	【保育ルーム 共通】 ■保育ルームの申込みは、新宿区内在住で離乳食を完了していることが条件です。 ■土曜日保育は実施していません。 ■アレルギー対応は原則除去食で対応します。代替食は提供していません。 ■保育料は納付書でお支払いいただきます。口座振替はご利用いただけません。	<input type="checkbox"/>
	【保育ルーム 早稲田】 ■保育ルーム早稲田は、運営する建物の建替えにより、平成30年3月で退去となります。	<input type="checkbox"/>
	【家庭的保育者(保育ママ)】 ■食事は現品持参です。 ■土曜日保育の実施はありません。年次休暇・夏季休暇等により保育を行うことができない場合がありますが、保護者が希望する場合は、連携する区立認可保育園において代替保育を行います。	<input type="checkbox"/>
	【事業所内保育所 共通】 ■入園内定後に、園と直接、入園契約を結ぶことになり、在園期間中は区と園の両方で関係書類を保管します。また、保育料は区が決定した保育料額を直接、園にお支払いいただきます。	<input type="checkbox"/>
	【事業所内保育所 キッズパオ防衛省市ヶ谷保育園・とちよう保育園】 ■キッズパオ防衛省市ヶ谷保育園・とちよう保育園は、土曜日保育の実施はありません。	<input type="checkbox"/>

入園(転園)を希望する保育園・子ども園等の留意事項について確認しました。	年 月 日
保護者氏名: _____ / 申込児童氏名: _____ (. . 生), _____ (. . 生)	

保護者記入欄(必ず記入) 申込(在園)児童氏名	※1枚できようだい同時の申込み(継続申請)ができます。 第一希望園(在園)名
----------------------------	---

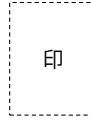
自営業者・在宅勤務の方・本人または親族が経営する会社に勤務している方・同伴就労の方は、「就労証明書」(表面)、「就労状況申告書」(裏面)両面ともご記入ください。
--

就労(予定)証明書

以下、事業所記入欄

新宿区長あて

事業所名
雇用主(代表者)名
所在地
電話



【注】問い合わせ先となります。 必ず記入してください。
担当者名:
電話:
記入年月日: 年 月 日

下記の者は、次のとおり〔在職・採用内定〕していることを証明します。

下表の1・2・4・5・6・7・8・9以外は、該当する場合のみ記入してください。〔 〕内は、該当箇所を○で囲んでください。

1	就労者氏名等	生年月日	住所
2	採用年月日	年 月 日〔①採用済・②採用予定・③保育園等に入園次第就労開始〕 ※「採用予定」、「保育園等に入園次第就労開始」の場合は、入園後に「採用済」の就労証明書を提出してください。	
3	単身赴任	〔赴任中・予定〕<単身赴任の期間> 年 月 日から 年 月 日まで ※「単身赴任」に該当する場合は、「10」に単身赴任先(実際の勤務地)等を記入してください。	
4	雇用形態	〔常勤・非常勤・パート・派遣・在宅勤務・自営・内職・その他〕 ※「派遣」に該当する場合は、「10」に派遣先名称等を記入してください。	
5	職種	〔事務・サービス・専門技術・営業・労務 その他()〕	
6	就労形態 (就労規則に基づく形態) ※①②いずれかに○印のうえ、記入	① 曜日固定型〔月・火・水・木・金・土・日・祝〕 ※勤務する日には○印、勤務が無い日には×印、隔週などの場合は△印のうえ、特記事項に説明を付記してください。 特記事項() ② 〔交代型・変動型・シフト型(直近2・3か月分のシフト表要添付)〕 週 時間勤務 ※「4週8休制、日曜祝日は必ず勤務」など、特記事項に就労形態を具体的に記入してください。 特記事項()	
7	就労時間 (就労規則に基づく時間) 曜日によって勤務時間が異なる場合はすべて記入	① 時 分から 時 分〔月・火・水・木・金・土・日・祝〕 ② 時 分から 時 分〔月・火・水・木・金・土・日・祝〕 ③ 時 分から 時 分〔月・火・水・木・金・土・日・祝〕 ※育児時間・育児短時間勤務を取得している場合は、就労規則に基づく時間を記入のうえ、「13」に取得期間中の就労時間を記入してください。	
8	就労実績 最近3か月の就労日数 及び賃金支払額を記入	月支給分(日勤務) 円	月支給分(日勤務) 円
9	給与	円〔月給(諸手当等を含まない基本給)・日給・時給・歩合給(あたり)・その他()〕	
10	実際の勤務地 ※上記事業所と異なる場合に記入	名称: 所在地: 電話: () ※派遣の場合は、派遣期間 年 月 日～ 年 月 日(期間延長 有・無)・期間未定	

●産休・育休・育児短時間等の取得(予定): 〔有・無〕 有の場合は以下も記入してください。

11	産前産後休暇	年 月 日から 年 月 日まで
12	育児休業法等の法律により 雇用主が認めた育児休業期間	年 月 日から 年 月 日まで・未定
13	育児短時間等を取得する 場合の期間と就労時間	年 月 日から 年 月 日まで 時 分から 時 分〔月・火・水・木・金・土・日・祝〕

●時間外勤務の実績(時間外勤務により延長保育を利用希望の場合は記入してください。育休取得中の場合は休業前の実績を記入。)

14	最近3か月の 時間外勤務の 日数及び時間	月(日時間外勤務)	月(日時間外勤務)	月(日時間外勤務)
		時間外勤務の合計 時間 (1日平均 時間)	時間外勤務の合計 時間 (1日平均 時間)	時間外勤務の合計 時間 (1日平均 時間)

※注意事項

- この「就労(予定)証明書」は、利用調整等において重要な資料となりますので、勤務先の担当者が事実のとおりにご記入ください。虚偽の記載を行った場合は不利益処分を受けることがあります。申込者本人が記入した場合には、無効となります(自営業の方を除く)。
- 新宿区職員が電話や訪問により就労状態を確認することがありますので、予めご了承ください。
- 雇用主(代表者)の印が無いものは無効です。訂正箇所は雇用主(代表者)の訂正印が無いものは無効です。修正液での訂正は認められません。
- 就労内定で入園後、内定先で就労されない方は退園となります。
- 育児短時間等を、2時間を超えて取得する場合や就労日数を短縮する場合は、取得後の就労時間や就労日数により利用調整を行います(取得予定者も同様)。

保護者記入欄(必ず記入) 申込(在園)児童氏名	※1枚できょうだい同時の申込み(継続申請)ができます。 第一希望園(在園)名
----------------------------	---

自営業者・在宅勤務者・本人又は親族が
経営する会社に勤務している者・同伴就労者用
※この申告書は保護者本人が記入してください。

就 労 状 況 申 告 書

新宿区長 あて

平成 年 月 日

就労者氏名

就労状況について、次のとおり申告します。

事業形態 (○印を記入)	①本人が経営 ②配偶者が経営 ③親族が経営 ④その他(同伴就労中)
業種および仕事の内容 (具体的に記入)	
就労時間中に行う 家事・育児等の状況 (時間と○印を記入)	①就労時間中に行っている家事・育児の内訳 掃除(分)・洗濯(分)・料理(分)・買物(分)・休憩(分) ・育児(分:子の年齢 歳 か月)・その他: (分) 合計1日()時間()分
所得税等に関する申告 (○印を記入)	①確定申告予定である又はしている ②源泉徴収されている ③住民税申告予定である又はしている

【1日の就労状況表】 仕事をしている日の平均的な状況を具体的(就労・家事・育児・休憩時間等)に【現状】欄に記入してください。
また、現状と入園後の状況が異なる場合は、【現状】欄と【入園後】欄をそれぞれ記入してください。

【現状】

【入園後】

時間	【現状】							【入園後】						
	記入欄	月	火	水	木	金	土	記入欄	月	火	水	木	金	土
7時														
8時	同伴就労							就労						
9時														
10時	育児・授乳													
11時	同伴就労													
12時	育児・休憩							休憩						
13時														
14時	同伴就労													
15時														
16時	育児・家事							就労						
17時	同伴就労													
18時														
19時														
20時														
21時														
22時														

※就労状況申告書のほか、就労証明書(表面)、仕事内容(営業許可証、会社の登記簿謄本、個人事業の開廃業等届出書、パンフレット等のコピー)、実績のわかるもの(確定申告書(控)、源泉徴収票等のコピー)を併せてご提出ください。

保護者記入欄(必ず記入) 申込(在園)児童氏名	※1枚できようだい同時の申込み(継続申請)ができます。 第一希望園(在園)名
----------------------------	---

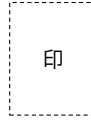
自営業者・在宅勤務の方・本人または親族が経営する会社に勤務している方・同伴就労の方は、「就労証明書」(表面)、「就労状況申告書」(裏面)両面ともご記入ください。

就労(予定)証明書

以下、事業所記入欄

新宿区長あて

事業所名
雇用主(代表者)名
所在地
電話



【注】問い合わせ先となります。
必ず記入してください。

担当者名:
電話:
記入年月日: 年 月 日

下記の者は、次のとおり〔在職・採用内定〕していることを証明します。

下表の1・2・4・5・6・7・8・9以外は、該当する場合のみ記入してください。〔 〕内は、該当箇所を○で囲んでください。

1	就労者氏名等	生年月日	住所
2	採用年月日	年 月 日〔①採用済・②採用予定・③保育園等に入園次第就労開始〕 ※「採用予定」、「保育園等に入園次第就労開始」の場合は、入園後に「採用済」の就労証明書を提出してください。	
3	単身赴任	〔赴任中・予定〕<単身赴任の期間> 年 月 日から 年 月 日まで ※「単身赴任」に該当する場合は、「10」に単身赴任先(実際の勤務地)等を記入してください。	
4	雇用形態	〔常勤・非常勤・パート・派遣・在宅勤務・自営・内職・その他〕 ※「派遣」に該当する場合は、「10」に派遣先名称等を記入してください。	
5	職種	〔事務・サービス・専門技術・営業・労務 その他()〕	
6	就労形態 (就労規則に基づく形態) ※①②いずれかに○印のうえ、記入	① 曜日固定型〔月・火・水・木・金・土・日・祝〕 ※勤務する日には○印、勤務が無い日には×印、隔週などの場合は△印のうえ、特記事項に説明を付記してください。 特記事項() ② 〔交代型・変動型・シフト型(直近2・3か月分のシフト表要添付)〕 週 時間勤務 ※「4週8休制、日曜祝日は必ず勤務」など、特記事項に就労形態を具体的に記入してください。 特記事項()	
7	就労時間 (就労規則に基づく時間) 曜日によって勤務時間が異なる場合はすべて記入	① 時 分から 時 分〔月・火・水・木・金・土・日・祝〕 ② 時 分から 時 分〔月・火・水・木・金・土・日・祝〕 ③ 時 分から 時 分〔月・火・水・木・金・土・日・祝〕 ※育児時間・育児短時間勤務を取得している場合は、就労規則に基づく時間を記入のうえ、「13」に取得期間中の就労時間を記入してください。	
8	就労実績 最近3か月の就労日数及び賃金支払額を記入	月支給分(日勤務) 円	月支給分(日勤務) 円
9	給与	円〔月給(諸手当等を含まない基本給)・日給・時給・歩合給(あたり)・その他()〕	
10	実際の勤務地 ※上記事業所と異なる場合に記入	名称: 所在地: 電話: () ※派遣の場合は、派遣期間 年 月 日～ 年 月 日(期間延長 有・無)・期間未定	

●産休・育休・育児短時間等の取得(予定): 〔有・無〕 有の場合は以下も記入してください。

11	産前産後休暇	年 月 日から 年 月 日まで
12	育児休業法等の法律により雇用主が認めた育児休業期間	年 月 日から 年 月 日まで・未定
13	育児短時間等を取得する場合の期間と就労時間	年 月 日から 年 月 日まで 時 分から 時 分〔月・火・水・木・金・土・日・祝〕

●時間外勤務の実績(時間外勤務により延長保育を利用希望の場合は記入してください。育休取得中の場合は休業前の実績を記入。)

14	最近3か月の時間外勤務の日数及び時間	月(日時間外勤務)	月(日時間外勤務)	月(日時間外勤務)
		時間外勤務の合計 時間 (1日平均 時間)	時間外勤務の合計 時間 (1日平均 時間)	時間外勤務の合計 時間 (1日平均 時間)

※注意事項

- この「就労(予定)証明書」は、利用調整等において重要な資料となりますので、勤務先の担当者が事実のとおりにご記入ください。虚偽の記載を行った場合は不利益処分を受けることがあります。申込者本人が記入した場合には、無効となります(自営業の方を除く)。
- 新宿区職員が電話や訪問により就労状態を確認することがありますので、予めご了承ください。
- 雇用主(代表者)の印が無いものは無効です。訂正箇所は雇用主(代表者)の訂正印が無いものは無効です。修正液での訂正は認められません。
- 就労内定で入園後、内定先で就労されない方は退園となります。
- 育児短時間等を、2時間を超えて取得する場合や就労日数を短縮する場合は、取得後の就労時間や就労日数により利用調整を行います(取得予定者も同様)。

保護者記入欄(必ず記入) 申込(在園)児童氏名	※1枚できょうだい同時の申込み(継続申請)ができます。 第一希望園(在園)名
----------------------------	---

自営業者・在宅勤務者・本人又は親族が
経営する会社に勤務している者・同伴就労者用
※この申告書は保護者本人が記入してください。

就 労 状 況 申 告 書

新宿区長 あて

平成 年 月 日

就労者氏名

就労状況について、次のとおり申告します。

事業形態 (○印を記入)	①本人が経営 ②配偶者が経営 ③親族が経営 ④その他(同伴就労中)
業種および仕事の内容 (具体的に記入)	
就労時間中に行う 家事・育児等の状況 (時間と○印を記入)	①就労時間中に行っている家事・育児の内訳 掃除(分)・洗濯(分)・料理(分)・買物(分)・休憩(分) ・育児(分:子の年齢 歳 か月)・その他: (分) 合計1日()時間()分
所得税等に関する申告 (○印を記入)	①確定申告予定である又はしている ②源泉徴収されている ③住民税申告予定である又はしている

【1日の就労状況表】 仕事をしている日の平均的な状況を具体的(就労・家事・育児・休憩時間等)に【現状】欄に記入してください。
また、現状と入園後の状況が異なる場合は、【現状】欄と【入園後】欄をそれぞれ記入してください。

【現状】							【入園後】						
記入欄	月	火	水	木	金	土	記入欄	月	火	水	木	金	土
7時							7時						
8時							8時						
9時							9時						
10時							10時						
11時							11時						
12時							12時						
13時							13時						
14時							14時						
15時							15時						
16時							16時						
17時							17時						
18時							18時						
19時							19時						
20時							20時						
21時							21時						
22時							22時						

※就労状況申告書のほか、就労証明書(表面)、仕事内容(営業許可証、会社の登記簿謄本、個人事業の開廃業等届出書、パンフレット等のコピー)、実績のわかるもの(確定申告書(控)、源泉徴収票等のコピー)を併せてご提出ください。

復職に関する申立書

新宿区長あて

(産前産後休暇中または育児休業中の)

保護者氏名 _____

住所 新宿区 _____

第一希望園名 _____ 園

上記産前産後休暇中または育児休業中の保護者は、入園申込みに際し、下記のとおり申し立てます。

記

フリガナ
(申込児童氏名) _____ (年 月 日生) の保育施設・地域型保育事業の
入園が決定した場合は、

- 産前産後休暇終了後、すみやかに復職し、
 入園月の末日までに、育児休業を終了して復職し、

これに伴う「復職証明書」を復職後2週間以内に提出します。

また、理由に関わらず復職できない場合または復職証明書を上記期限内に提出できない場合は、
保育施設・地域型保育事業への入園の内定・決定が取消しまたは退園となることに異議はありません。

平成 年 月 日

(産前産後休暇中または育児休業中の)

保護者署名 _____ (父・母)

上記申し立てに同意します。 ※ひとり親家庭は記入不要です

平成 年 月 日

(産前産後休暇中または育児休業中でない) 保護者署名 _____ (父・母)

【注意事項】

- ※ やむを得ない事由で、入園月の末日までの復職ができない場合は、入園月の翌月1日までに復職していただきます。
- ※ 復職とは、産前産後休暇または育児休業を取得している勤務先に、産前産後休暇または育児休業取得前と同じ条件(雇用形態・就労日数・就労時間など)で復帰して就労することを意味します。なお、派遣社員として就労している場合は、派遣元を変えずに、同じ派遣先もしくは別の派遣先で就労していただきます。
- ※ 復職後に育児短時間等を取得する場合は、産前産後休暇または育児休業取得前の就労時間から2時間以内までであれば、育児短時間等の取得を認めています。育児短時間等が2時間を超える場合や就労日数を短縮する場合は、復職とみなさないため、保育施設・地域型保育事業への入園の内定・決定が取消しまたは退園となります。

求職・出産要件に関する申立書

【1】求職・出産要件に該当する保護者

氏名	保育を必要とする理由※ <input type="checkbox"/> 内のいずれかに○印を記入		
	求職要件で申込み	<input type="checkbox"/>	→【2】へ進む
	出産要件（出産予定・出産後）で申込み	<input type="checkbox"/>	→【3】へ進む

【2】求職要件で申込み場合

私は、就労することを希望しているため、求職要件で保育施設・地域型保育事業への入園を申込みます。
つきましては、現在の求職活動状況について、次のとおり申告します。

なお、理由にかかわらず、保育施設・地域型保育事業への入園から2か月以内に就労を始め、保育課指定の期日までに『就労(予定)証明書』を提出できない場合は、保育施設・地域型保育事業を退園とされることに異議はありません。

目標とする就労状況：週_____日間、1日につき_____時間程度の就労
※(参考)最低要件：月48時間以上の就労

【求職活動状況】 該当する項目にチェックの上、必要書類を添付してください。

ハローワークに登録して活動している ⇒ハローワークカード(写)を添付 派遣会社に登録して活動している ⇒派遣登録証(写)を添付

インターネットの求人サイトや求人情報誌を利用し活動している ⇒活動状況の分かる書類を添付

保育施設・地域型保育事業に入園次第活動する ⇒入園前に求職活動を開始した場合、別途活動状況の分かる書類を提出してください。

その他(_____)

記入日 平成 年 月 日	求職活動を行う保護者 署名
--------------------------	---------------

→【4】へ進む

【3】出産要件で申込み場合

私は(年 月)に(出産予定である ・ 出産した)ため、出産要件で保育施設・地域型保育事業の入園を申込みます。

出産予定月を中心に前後2か月間(最長5か月間)の利用期間が終了次第、保育施設・地域型保育事業を退園します。

記入日 平成 年 月 日	母 署名
--------------------------	------

→【4】へ進む

【4】同意書 ※【1】で記名以外の保護者(ひとり親家庭は記入不要です)

上記申し立てに同意します。

記入日 平成 年 月 日	署名
--------------------------	----

入園を希望するお子さん(複数の場合は、上のお子さん)

住所	児童氏名(フリガナ)	生年月日	第1希望園名
新宿区 町 丁目		年 月 日	園

平成 年 月 日

保 育 受 託 証 明 書

保育受託施設名
(代表者氏名)
所在地(住所)
電話番号

印

(児童名) (平成 年 月 日生) を、下記により保育している
ことを証明します。

記

1 保育受託期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 保 育 時 間 午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで

3 保育受託曜日 ※預かっている日に○印をしてください

毎日 / 月・火・水・木・金・土・日

4 保 育 場 所 ※①～③のいずれかに○印をしてください

① 保育施設 施設名 _____

② 保育受託者自宅

③ その他 (具体的に) _____

5 保 育 料 ※①～③のいずれかに○印をしてください

① 単 価 契 約による実績

1 時間単価 ¥ _____

1 日 単 価 ¥ _____

② 月単位契約による定額 ¥ _____

③ 無償 理由: _____

保護者記入欄 ※申込児童の保護者はこの欄内のみ記入してください

保護者氏名 _____ 住所 _____

第1希望園名 _____ 園

保育士優先入園に関する申立書

新宿区長あて

(保育士として就労中・就労予定の)

保護者氏名 _____

住所 新宿区 _____

第一希望園名 _____ 園

上記、保育士として就労中・就労予定の保護者は、入園申込みに際し、下記のとおり申し立てます。

記

フリガナ
(申込児童氏名) _____ (_____ 年 _____ 月 _____ 日生)の保育施設・

地域型保育事業の入園申込みに際し、保育士優先入所にあたる利用調整基準等の適用(調整指数による加点・同一指数時の優先順位の適用)を希望します。

これに伴い入園内定・決定した場合、入園申込時(入園選考時)の提出した就労(予定)証明書のとおりに継続して就労します。

また、理由に関わらず入園申込時(入園選考時)の就労状況に変更が生じた場合(退職や本申立書に該当しない転職)は、保育施設・地域型保育事業への入園内定・決定が取消または退園となることに異議はありません。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(保育士として就労中・就労予定の)

保護者署名 _____ (父・母)

上記申し立てに同意します。※ひとり親家庭は記入不要です

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(保育士として就労中・就労予定でない)

保護者署名 _____ (父・母)

個人番号(マイナンバー)の提供について

新規で保育園・子ども園等の入園申込みをする場合、下表のとおり①保護者及び申込児童の個人番号(マイナンバー)の提供と、②申請者のうち、父母のいずれか一方の個人番号(マイナンバー)を確認することができる書類の掲示が必要です。【本人確認書類について】を参考に、申請される方の身元確認ができる書類等をご持参ください。

なお、『前回申込みの有効期間切れにともなう再申込み』、『転園申込み』の場合は、改めて個人番号(マイナンバー)を提供していただく必要はありません(本書類の提出は不要です。)

記入年月日	年 月 日						
	氏名			生年月日			
保護者				昭和 平成	年	月	日
個人番号(マイナンバー)							
保護者				昭和 平成	年	月	日
個人番号(マイナンバー)							
申込児童				平成	年	月	日
個人番号(マイナンバー)							
申込児童				平成	年	月	日
個人番号(マイナンバー)							
申込児童				平成	年	月	日
個人番号(マイナンバー)							

【本人確認書類について】

身元確認書類 ①, ②のいずれか一方	①	【顔写真付証明書】 1種ご用意ください	例) マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳、在留カード等
	②	【顔写真無証明書】 2種ご用意ください	例) 健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等
番号確認書類		1種ご用意ください	例) マイナンバーカード、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書

入園（転園）申込みに係わる変更届

平成 年 月 日

新宿区長あて

住 所 新宿区 町 丁目 番 号

保護者氏名 _____

児 童 氏 名 _____ (. . 生)

(現在申込中の第一希望園は、 _____ 園です)

上記の児童について、先に保育園、子ども園、保育ルーム、事業所内保育所の入園(転園)の申込みをしましたが、下記のとおり変更します(該当の番号を○で囲んでください)。

1. 入園(転園)申込みを取下げます。

理由： _____

2. 入園(転園)希望月を _____ 月 に変更します。

理由： _____

3. 次のとおり希望園を変更します(変更後の希望園を全て記入してください)。

第1希望 _____ 園 第2希望 _____ 園

第3希望 _____ 園 第4希望 _____ 園

第5希望以下 _____

4. 内定園への入園を辞退します。

理由： _____

※入園内定を辞退した場合、翌月以降の申込みを継続しているものとみなせません。再度、保育園・子ども園等の入園を希望する場合は、改めて入園申込書等の一式の提出が必要です。

5. その他(具体的にご記入ください)

【提出先・問い合わせ先】

新宿区子ども家庭部保育課入園・認定係(区役所本庁舎2階14番窓口)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1
電 話：03-5273-4527 F A X：03-3209-2795